

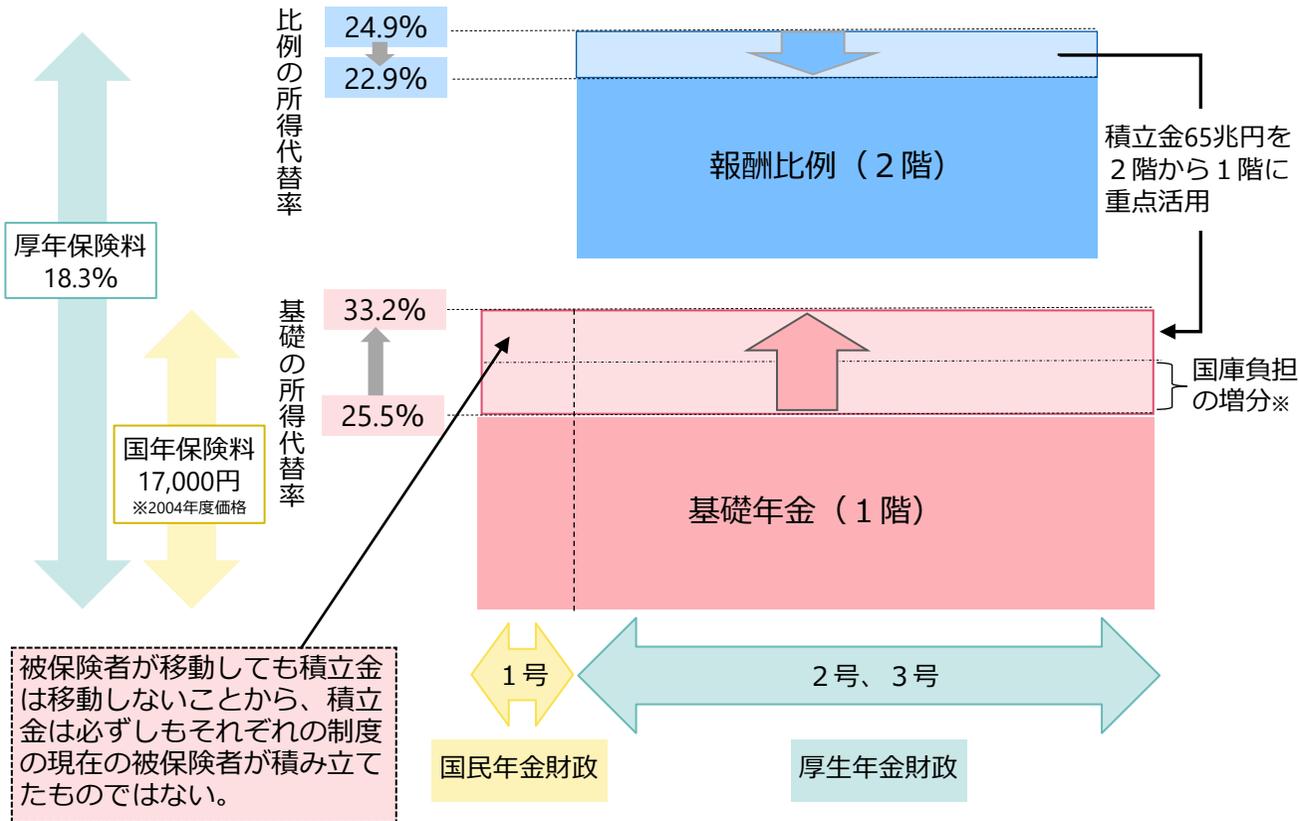
基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了 (マクロ経済スライドの調整期間の一致) について②

厚生年金の積立金の充て方（基礎年金(1階)と報酬比例(2階)の配分）

- **厚生年金の保険料(18.3%)には基礎年金(1階)分も含まれるため、厚生年金の保険料や積立金は、報酬比例(2階)だけでなく、基礎年金(1階)の給付にも充てられるもの。**
- 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整を早期終了させると、厚生年金の積立金を基礎年金(1階)により多く活用することとなり、基礎年金(1階)の給付水準上昇に伴う国庫負担の増も相まって、将来的には99.9%の方の給付水準が上昇する。

早期終了による基礎年金水準の引き上げのイメージ

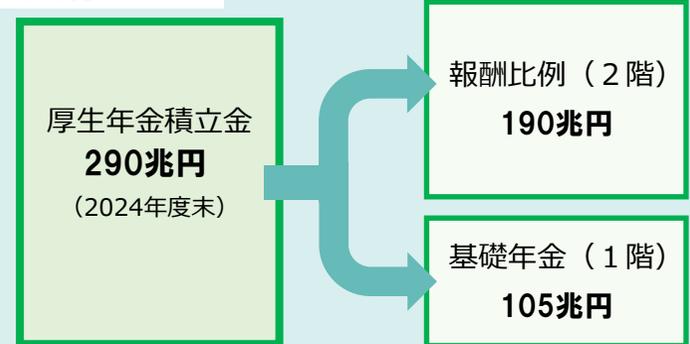
《過去30年投影ケース》



厚生年金積立金の配分の変化のイメージ

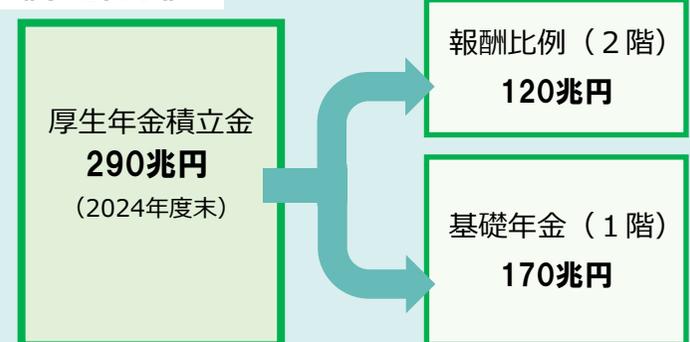
※5兆円単位で端数処理しているため、合計と合わないことがある。

《現行》



1階と2階に充てる積立金の配分が変化

《早期終了》



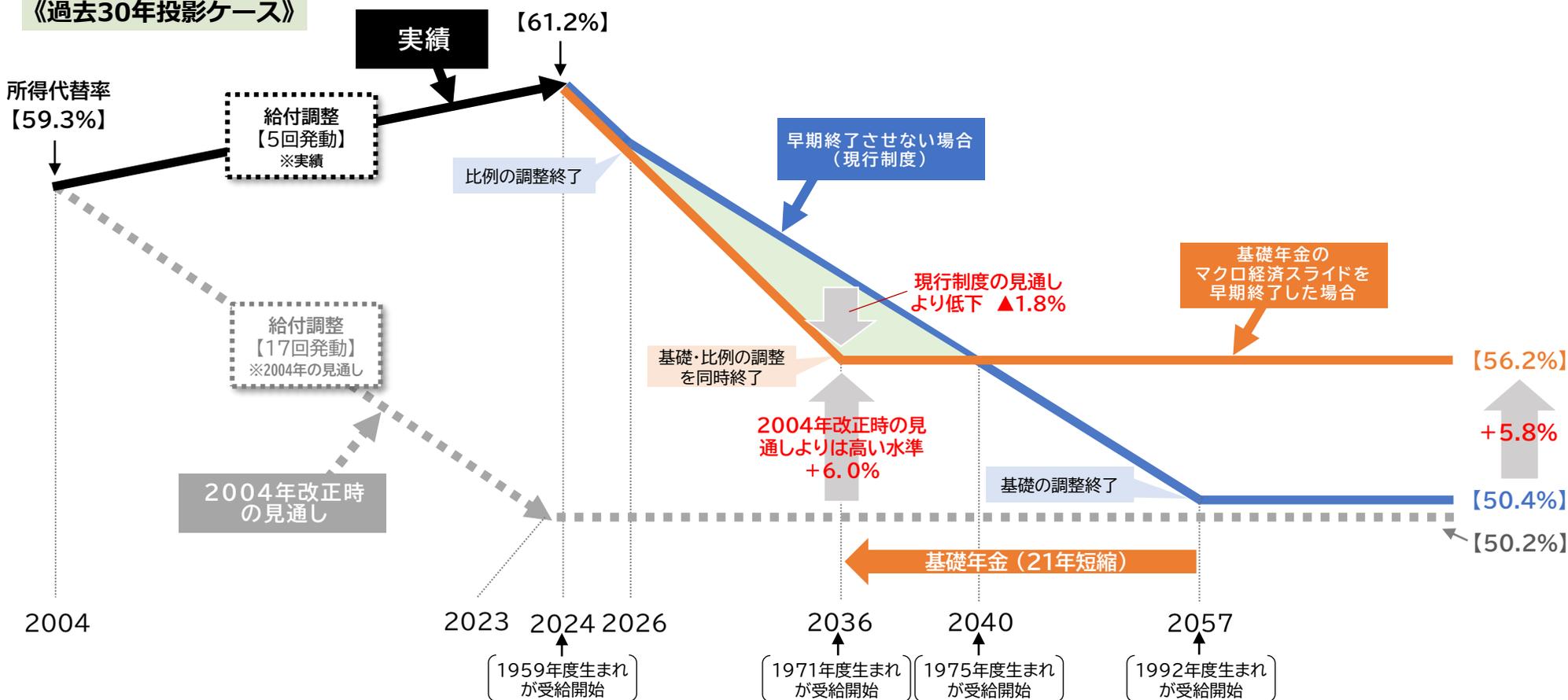
※現行制度と比べて、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、基礎年金のマクロ経済スライドの調整終了までに安定財源の確保が必要。

報酬比例部分(2階)の給付調整の継続について(過去30年投影ケースの場合)

- 基礎年金の給付調整の早期終了に伴い、比例(2階)の調整が継続することで現行制度の見通しと比べ年金水準は一時的に低下(2036年度で所得代替率▲1.8%)するが、2004年改正時の見通しと比べると高い水準(所得代替率+6.0%)。
- モデル年金の水準は、2040年度後、現行制度の見通しを上回る見通しであり、1975年度生まれ後の世代における年金水準の確保に効果。また、1975年度生まれ以前の世代についても2040年度後も受給するとメリットを受ける。就職氷河期世代以後の年金水準の確保(特に低年金)に効果。

<所得代替率の推移のイメージ>

《過去30年投影ケース》

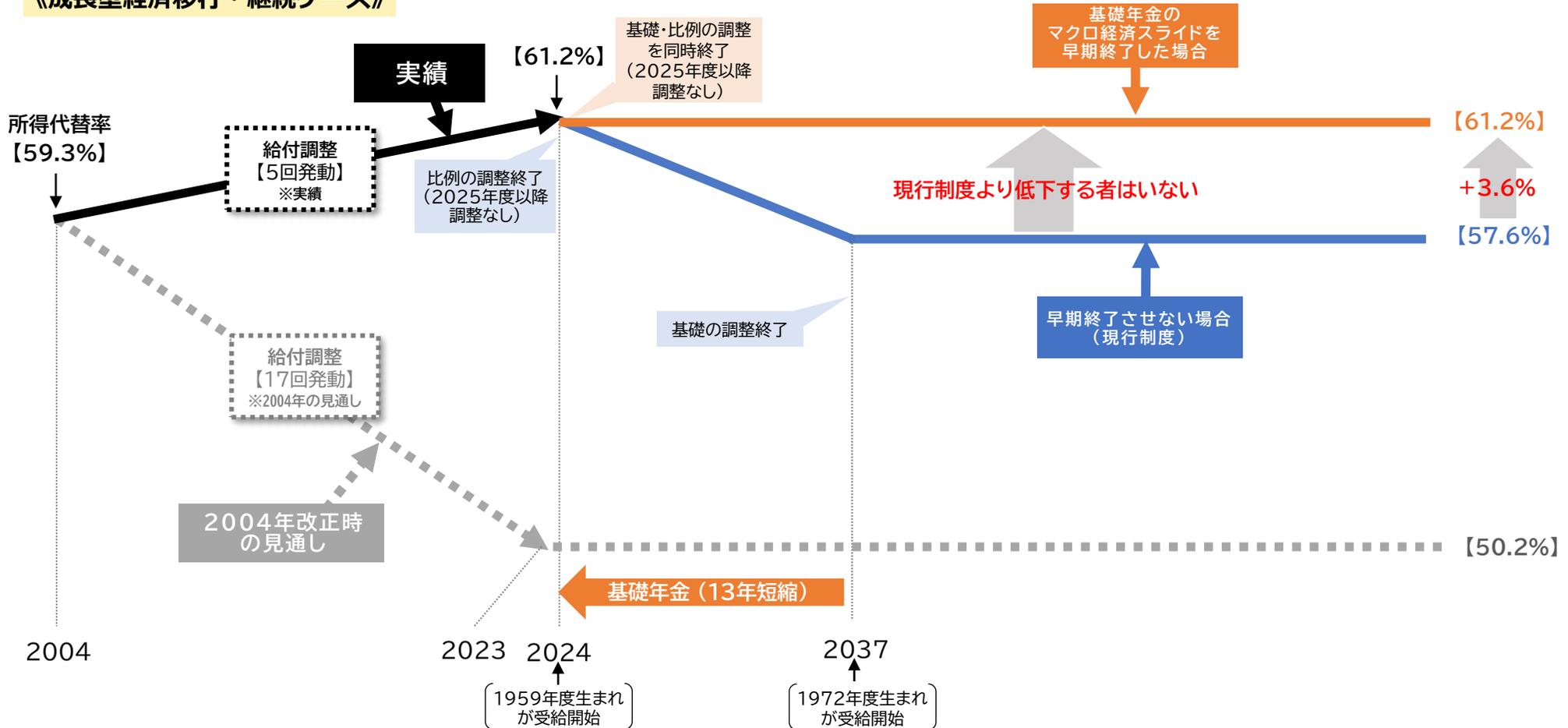


報酬比例部分(2階)の給付調整の継続について(成長型経済移行・継続ケースの場合)

- 成長型経済移行・継続ケースでは、基礎年金の給付調整の早期終了により、基礎(1階)、比例(2階)ともに足元から調整が終了するため、全ての世代の全受給者において、現行制度と比べ給付水準が上昇する。
- 特に、1972年度生まれが受給開始する2037年度以降の給付水準の上昇幅は大きく、就職氷河期世代以後の世代(特に低年金者)に効果が大きい。

<所得代替率の推移のイメージ>

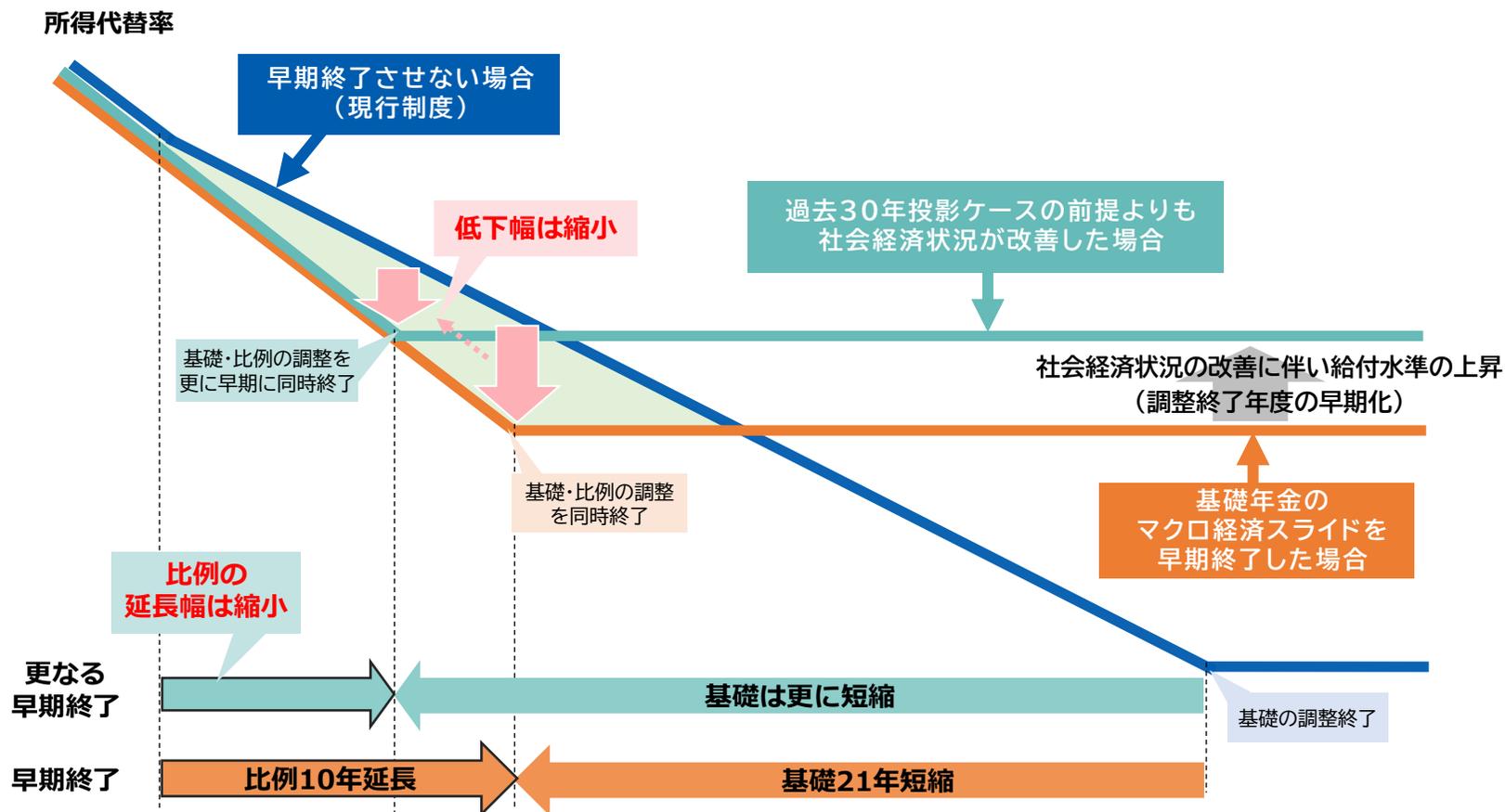
《成長型経済移行・継続ケース》



社会経済状況等の改善に伴う更なる早期終了

- 労働参加の進展や運用利回りの改善など、社会経済状況が良くなれば、マクロ経済スライドによる給付調整は現在の見通しよりも早期に終了できる可能性がある。
 - 現行制度と比べ、更なる早期終了により、比例の給付調整期間の延長幅は縮小し、一時的な給付水準の低下も縮小する。
- (参考) 例えば、財政検証の運用利回りはGPIFの運用実績から保守的に設定しており、仮に運用利回りが+0.2%改善すると、マクロ経済スライドの給付調整は更に3年程度早く終了すると見込まれる^(※)。
- ※ 過去30年投影ケースで基礎年金の給付調整の早期終了を前提とした場合。

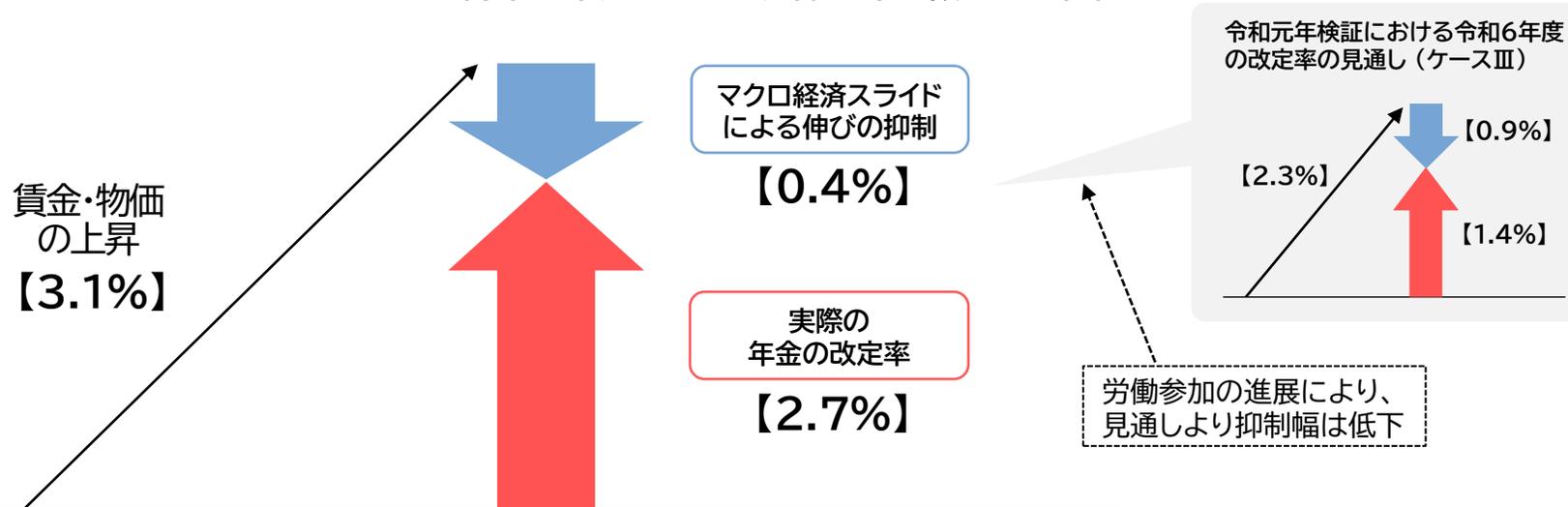
社会経済状況の改善に伴う更なる早期終了のイメージ



報酬比例部分(2階)の給付調整の継続による年金額改定への影響

基礎年金の給付調整の早期終了に伴い報酬比例部分(2階)の給付調整が継続することによる年金額改定への影響を、令和6年度の改定に当てはめてみると、モデル年金(2人分)で月額370円程度、比例(2階)の給付が高い方(1人分)で月額360円程度、比例(2階)の給付が低い方(1人分)で月額40円程度、年金額の伸びが抑えられることになる。

給付調整継続中の年金額改定のイメージ (令和6年度における実際の年金額改定の例)



月額	仮に比例の調整が行われないと仮定した場合の改定額	マクロ経済スライドによる比例の伸びの抑制額	実際の改定額
モデル年金 22.6万円 { 比例: 9.2万円 基礎: 13.4万円 (2人分) }	+ 6,470円	▲ 370円	+ 6,100円
比例(2階)の給付が高い方 15.7万円 { 比例: 8.9万円 基礎: 6.8万円 }	+ 4,600円	▲ 360円	+ 4,240円
比例(2階)の給付が低い方 6.0万円 { 比例: 1.1万円 基礎: 4.9万円 }	+ 1,660円	▲ 40円	+ 1,620円

※1 「仮に比例の調整が行われないと仮定した場合の改定額」及び「実際の改定額」は、いずれも基礎の調整は行われるものとして計算している。

なお、上記の改定額及び抑制額は全て10円単位で四捨五入して表示している。

※2 「比例(2階)の給付が高い方」及び「比例(2階)の給付が低い方」の月額、令和6(2024)年財政検証における年金額分布推計を元に計算した、2024年度末に65歳の者(1959年度生)の経歴類型別の平均年金額(男女平均)(それぞれ、いわゆる厚年期間中心の年金額、1号期間中心の年金額)。うち「基礎」は、基礎年金、振替加算、経過的加算、付加年金の合計額。年金額は令和6年度価格。「比例(2階)の給付が高い方」とは厚生年金の被保険者期間が20年以上の者、「比例(2階)の給付が低い方」とは国民年金第1号被保険者期間が20年以上の者(厚生年金・国民年金第1号・国民年金第3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類)。

基礎年金の給付調整の早期終了に伴う年金額改定への影響（モデル年金の場合）

<年金改定額への影響> モデル年金（基礎年金2人分 13.4万円 + 報酬比例 9.2万円 = 22.6万円（月額））の場合

※ 令和6年財政検証の賃金上昇率、マクロ経済スライド調整率を前提とし、モデル年金への影響をシミュレーションしたものの。
 実際には、社会経済状況等によって変わり得る。

成長型経済移行・継続ケース

単位：円（月額）

65歳に到達する者の生年度 →	2025 (1960生)	2026 (1961生)	2027 (1962生)	2028 (1963生)	2029 (1964生)	2030 (1965生)	2031 (1966生)	2032 (1967生)	2033 (1968生)	2034 (1969生)	2035 (1970生)	2036 (1971生)	2037 (1972生)	2038 (1973生)	2039 (1974生)	2040 (1975生)	2041 (1976生)	2042 (1977生)	2043 (1978生)	2044 (1979生)	…	
①現行制度	+4,660	+2,540	+3,400	+4,620	+5,260	+5,480	+5,480	+5,350	+5,210	+4,990	+4,850	+5,400	+5,850	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	…
②早期終了	+5,200	+2,940	+4,070	+5,420	+6,330	+6,550	+6,550	+6,550	+6,550	+6,330	+6,330	+7,010	+7,460	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	+7,910	…
早期終了の影響(②-①)	+540	+400	+670	+800	+1,070	+1,070	+1,070	+1,200	+1,340	+1,340	+1,480	+1,610	+1,610	0	0	0	0	0	0	0	0	…

過去30年投影ケース

単位：円（月額）

65歳に到達する者の生年度 →	2025 (1960生)	2026 (1961生)	2027 (1962生)	2028 (1963生)	2029 (1964生)	2030 (1965生)	2031 (1966生)	2032 (1967生)	2033 (1968生)	2034 (1969生)	2035 (1970生)	2036 (1971生)	2037 (1972生)	2038 (1973生)	2039 (1974生)	2040 (1975生)	2041 (1976生)	2042 (1977生)	2043 (1978生)	2044 (1979生)	…	
①現行制度	+4,290	+1,630	+1,140	+870	+740	+960	+1,050	+1,050	+920	+830	+830	+920	+1,100	+1,200	+1,200	+1,200	+1,200	+1,200	+1,200	+1,200	+1,200	…
②早期終了	+4,290	+1,360	+680	+230	0	+230	+230	+230	0	0	0	+1,130	+2,710	+2,940	+2,940	+2,940	+2,940	+2,940	+2,940	+2,940	+2,940	…
早期終了の影響(②-①)	0	▲270	▲460	▲640	▲740	▲730	▲820	▲820	▲920	▲830	▲830	+210	+1,610	+1,740	+1,740	+1,740	+1,740	+1,740	+1,740	+1,740	+1,740	…

(参考)

成長型経済移行・継続ケース

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	…	
賃金上昇率	+2.3%	+1.3%	+1.8%	+2.4%	+2.8%	+2.9%	+2.9%	+2.9%	+2.9%	+2.8%	+2.8%	+3.1%	+3.3%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	…
マクロ経済スライドによる調整率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	…
所得代替率	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	…

過去30年投影ケース

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	…	
賃金上昇率	+2.3%	+0.9%	+0.8%	+0.8%	+0.8%	+0.9%	+1.0%	+1.0%	+1.0%	+0.9%	+0.9%	+1.0%	+1.2%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	…
マクロ経済スライドによる調整率	▲0.4%	▲0.3%	▲0.5%	▲0.7%	▲0.8%	▲0.8%	▲0.9%	▲0.9%	▲1.0%	▲0.9%	▲0.9%	▲0.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	…
所得代替率	61.0%	60.8%	60.5%	60.0%	59.6%	59.1%	58.6%	58.0%	57.5%	56.9%	56.4%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	…

【出所】 令和6年財政検証による。「マクロ経済スライドによる調整率」及び「所得代替率」は「基礎年金の給付調整の早期終了」を行った場合の数値である。

基礎年金の給付調整の早期終了に伴う年金額改定への影響（比例(2階)の給付が高い方の場合）

＜年金改定額への影響＞ 比例(2階)の給付が高い方（基礎年金 6.8万円 + 報酬比例 8.9万円 = 15.7万円（月額）注）の場合

注 2024年度末に65歳の者(1959年度生)のうち、厚生年金の被保険者期間が20年以上の者の平均年金月額(男女平均)いわゆる厚年期間中心の年金額

※ 令和6年財政検証の賃金上昇率、マクロ経済スライド調整率を前提とし、比例(2階)の給付が高い方の年金額への影響をシミュレーションしたもの。実際には、社会経済状況等によって変わり得る。

成長型経済移行・継続ケース

単位:円(月額)

65歳に到達する者の生年度 →	2025 (1960生)	2026 (1961生)	2027 (1962生)	2028 (1963生)	2029 (1964生)	2030 (1965生)	2031 (1966生)	2032 (1967生)	2033 (1968生)	2034 (1969生)	2035 (1970生)	2036 (1971生)	2037 (1972生)	2038 (1973生)	2039 (1974生)	2040 (1975生)	2041 (1976生)	2042 (1977生)	2043 (1978生)	2044 (1979生)	...	
①現行制度	+3,340	+1,840	+2,490	+3,360	+3,850	+4,010	+4,010	+3,940	+3,870	+3,720	+3,650	+4,050	+4,370	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	...
②早期終了	+3,610	+2,040	+2,830	+3,770	+4,400	+4,550	+4,550	+4,550	+4,550	+4,400	+4,400	+4,870	+5,180	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	+5,500	...
早期終了の影響(②-①)	+270	+200	+340	+410	+550	+540	+540	+610	+680	+680	+750	+820	+810	0	0	0	0	0	0	0	0	...

過去30年投影ケース

単位:円(月額)

65歳に到達する者の生年度 →	2025 (1960生)	2026 (1961生)	2027 (1962生)	2028 (1963生)	2029 (1964生)	2030 (1965生)	2031 (1966生)	2032 (1967生)	2033 (1968生)	2034 (1969生)	2035 (1970生)	2036 (1971生)	2037 (1972生)	2038 (1973生)	2039 (1974生)	2040 (1975生)	2041 (1976生)	2042 (1977生)	2043 (1978生)	2044 (1979生)	...	
①現行制度	+2,980	+1,210	+920	+780	+710	+870	+960	+960	+890	+800	+800	+890	+1,070	+1,160	+1,160	+1,160	+1,160	+1,160	+1,160	+1,160	+1,160	...
②早期終了	+2,980	+940	+470	+160	0	+160	+160	+160	0	0	0	+790	+1,880	+2,040	+2,040	+2,040	+2,040	+2,040	+2,040	+2,040	+2,040	...
早期終了の影響(②-①)	0	▲270	▲450	▲620	▲710	▲710	▲800	▲800	▲890	▲800	▲800	▲100	+810	+880	+880	+880	+880	+880	+880	+880	+880	...

(参考)

成長型経済移行・継続ケース

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	...	
賃金上昇率	+2.3%	+1.3%	+1.8%	+2.4%	+2.8%	+2.9%	+2.9%	+2.9%	+2.9%	+2.8%	+2.8%	+3.1%	+3.3%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	...
マクロ経済スライドによる調整率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
所得代替率	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	...

過去30年投影ケース

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	...	
賃金上昇率	+2.3%	+0.9%	+0.8%	+0.8%	+0.8%	+0.9%	+1.0%	+1.0%	+1.0%	+0.9%	+0.9%	+1.0%	+1.2%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	...
マクロ経済スライドによる調整率	▲0.4%	▲0.3%	▲0.5%	▲0.7%	▲0.8%	▲0.8%	▲0.9%	▲0.9%	▲1.0%	▲0.9%	▲0.9%	▲0.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
所得代替率	61.0%	60.8%	60.5%	60.0%	59.6%	59.1%	58.6%	58.0%	57.5%	56.9%	56.4%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	...

【出所】 令和6年財政検証による。「マクロ経済スライドによる調整率」及び「所得代替率」は「基礎年金の給付調整の早期終了」を行った場合の数値である。

基礎年金の給付調整の早期終了に伴う年金額改定への影響（比例(2階)の給付が低い方の場合）

＜年金改定額への影響＞ 比例(2階)の給付が低い方（基礎年金 4.9万円 + 報酬比例 1.1万円 = 6.0万円（月額）^注）の場合

注 2024年度末に65歳の者(1959年度生)のうち、国民年金第1号被保険者期間が20年以上の者の平均年金月額(男女平均)いわゆる1号期間中心の年金額

※ 令和6年財政検証の賃金上昇率、マクロ経済スライド調整率を前提とし、比例(2階)の給付が低い方の年金額への影響をシミュレーションしたもの。実際には、社会経済状況等によって変わり得る。

成長型経済移行・継続ケース

単位:円(月額)

65歳に到達する者の生年度 →	2025 (1960生)	2026 (1961生)	2027 (1962生)	2028 (1963生)	2029 (1964生)	2030 (1965生)	2031 (1966生)	2032 (1967生)	2033 (1968生)	2034 (1969生)	2035 (1970生)	2036 (1971生)	2037 (1972生)	2038 (1973生)	2039 (1974生)	2040 (1975生)	2041 (1976生)	2042 (1977生)	2043 (1978生)	2044 (1979生)	...
①現行制度	+1,180	+630	+840	+1,150	+1,290	+1,350	+1,350	+1,300	+1,250	+1,190	+1,140	+1,270	+1,390	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	...
②早期終了	+1,380	+780	+1,080	+1,440	+1,680	+1,740	+1,740	+1,740	+1,740	+1,680	+1,680	+1,860	+1,980	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	+2,100	...
早期終了の影響(②-①)	+200	+150	+240	+290	+390	+390	+390	+440	+490	+490	+540	+590	+590	0	0	0	0	0	0	0	...

過去30年投影ケース

単位:円(月額)

65歳に到達する者の生年度 →	2025 (1960生)	2026 (1961生)	2027 (1962生)	2028 (1963生)	2029 (1964生)	2030 (1965生)	2031 (1966生)	2032 (1967生)	2033 (1968生)	2034 (1969生)	2035 (1970生)	2036 (1971生)	2037 (1972生)	2038 (1973生)	2039 (1974生)	2040 (1975生)	2041 (1976生)	2042 (1977生)	2043 (1978生)	2044 (1979生)	...
①現行制度	+1,140	+390	+240	+140	+90	+150	+160	+160	+110	+100	+100	+110	+130	+140	+140	+140	+140	+140	+140	+140	...
②早期終了	+1,140	+360	+180	+60	0	+60	+60	+60	0	0	0	+300	+720	+780	+780	+780	+780	+780	+780	+780	...
早期終了の影響(②-①)	0	▲30	▲60	▲80	▲90	▲90	▲100	▲100	▲110	▲100	▲100	+190	+590	+640	+640	+640	+640	+640	+640	+640	...

(参考)

成長型経済移行・継続ケース

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	...
賃金上昇率	+2.3%	+1.3%	+1.8%	+2.4%	+2.8%	+2.9%	+2.9%	+2.9%	+2.9%	+2.8%	+2.8%	+3.1%	+3.3%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	+3.5%	...
マクロ経済スライドによる調整率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...
所得代替率	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	61.2%	...

過去30年投影ケース

	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	...
賃金上昇率	+2.3%	+0.9%	+0.8%	+0.8%	+0.8%	+0.9%	+1.0%	+1.0%	+1.0%	+0.9%	+0.9%	+1.0%	+1.2%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	+1.3%	...
マクロ経済スライドによる調整率	▲0.4%	▲0.3%	▲0.5%	▲0.7%	▲0.8%	▲0.8%	▲0.9%	▲0.9%	▲1.0%	▲0.9%	▲0.9%	▲0.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	...
所得代替率	61.0%	60.8%	60.5%	60.0%	59.6%	59.1%	58.6%	58.0%	57.5%	56.9%	56.4%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	56.2%	...

【出所】 令和6年財政検証による。「マクロ経済スライドによる調整率」及び「所得代替率」は「基礎年金の給付調整の早期終了」を行った場合の数値である。

基礎年金の給付調整の早期終了による年金受給総額への影響（機械的な計算）

○ 基礎年金の給付調整の早期終了による個々の受給者の年金額への影響は、世代や受給期間、年金額（報酬比例部分（2階）と基礎年金（1階）の割合）により異なることに加え、今後の社会経済状況により大きく変わり得るものであり、幅をもってみる必要。

※ 令和6年財政検証の賃金上昇率、マクロ経済スライド調整率を前提として毎年の年金改定額への影響をシミュレーションし、それを機械的に一定期間分累積したもの。実際には、社会経済状況等によって変わり得る。

【単位：万円】

		平均余命まで受給した場合（22年間受給）注1				100歳まで受給した場合（35年間受給）			
		成長型経済移行・継続 【実質成長+1.1%】		過去30年投影 【実質成長▲0.1%】		成長型経済移行・継続 【実質成長+1.1%】		過去30年投影 【実質成長▲0.1%】	
		受給総額 上段：現行制度 下段：早期終了注3	影響額 注3	受給総額 上段：現行制度 下段：早期終了	影響額	受給総額 上段：現行制度 下段：早期終了	影響額	受給総額 上段：現行制度 下段：早期終了	影響額
2024年度に 65歳で受給開始 (1959年度生まれ)	モデル年金（2人分） 【基礎13.4万円+比例9.2万円】 (合計22.6万円)	5,966	+ 234	5,966	▲ 31	9,492	+ 456	9,492	+ 289
		6,200	(+3.9%)	5,936	(▲0.5%)	9,948	(+4.8%)	9,781	(+3.0%)
	比例（2階）の給付が高い方注2 【基礎6.8万円+比例8.9万円】 (合計15.7万円)	4,145	+ 119	4,145	▲ 76	6,594	+ 231	6,594	+ 31
		4,263	(+2.9%)	4,068	(▲1.8%)	6,825	(+3.5%)	6,625	(+0.5%)
	比例（2階）の給付が低い方注2 【基礎4.9万円+比例1.1万円】 (合計6.0万円)	1,584	+ 86	1,584	+ 21	2,520	+ 166	2,520	+ 167
		1,670	(+5.4%)	1,605	(+1.3%)	2,686	(+6.6%)	2,687	(+6.6%)
2040年度に 65歳で受給開始 (1975年度生まれ)	モデル年金（2人分） 【基礎13.4万円+比例9.2万円】 (合計22.6万円)	5,966	+ 375	5,966	+ 451	9,492	+ 596	9,492	+ 887
		6,341	(+6.3%)	6,418	(+7.6%)	10,088	(+6.3%)	10,379	(+9.3%)
	比例（2階）の給付が高い方注2 【基礎6.8万円+比例8.9万円】 (合計15.7万円)	4,145	+ 190	4,145	+ 136	6,594	+ 302	6,594	+ 302
		4,335	(+4.6%)	4,281	(+3.3%)	6,896	(+4.6%)	6,896	(+4.6%)
	比例（2階）の給付が低い方注2 【基礎4.9万円+比例1.1万円】 (合計6.0万円)	1,584	+ 137	1,584	+ 215	2,520	+ 218	2,520	+ 404
		1,721	(+8.7%)	1,799	(+13.6%)	2,738	(+8.7%)	2,924	(+16.0%)

注1 平均余命は「令和5年簡易生命表」による65歳時点の平均余命（男：19.52年、女：24.38年）の男女平均を基に22年としている。

注2 「比例（2階）の給付が高い方」及び「比例（2階）の給付が低い方」の月額額は、令和6（2024）年財政検証における年金額分布推計を元に計算した、2024年度末に65歳の者（1959年度生）の経歴類型別の平均年金月額（男女平均）（それぞれ、いわゆる厚年期間中心の年金額、1号期間中心の年金額）。うち「基礎」は、基礎年金、振替加算、経過の加算、付加年金の合計額。年金額は令和6年度価格。「比例（2階）の給付が高い方」とは厚生年金の被保険者期間が20年以上の者、「比例（2階）の給付が低い方」とは国民年金第1号被保険者期間が20年以上の者（厚生年金・国民年金第1号・国民年金第3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

注3 「影響額」は、毎年度、上表の年金月額を基礎として、現行制度と基礎年金の給付調整の早期終了をした場合における賃金上昇率に基づく改定額の差を計算し、これを合計して毎年度の年金額の差を計算の上、さらにその年金額の差を受給期間の分だけ合計することにより機械的に計算。「現行制度」の「受給総額」は、年金月額に受給期間を乗じることにより機械的に計算。「早期終了」の「受給総額」は、「現行制度」の「受給総額」に「影響額」を加えて計算。

基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了による将来の給付水準の上昇効果

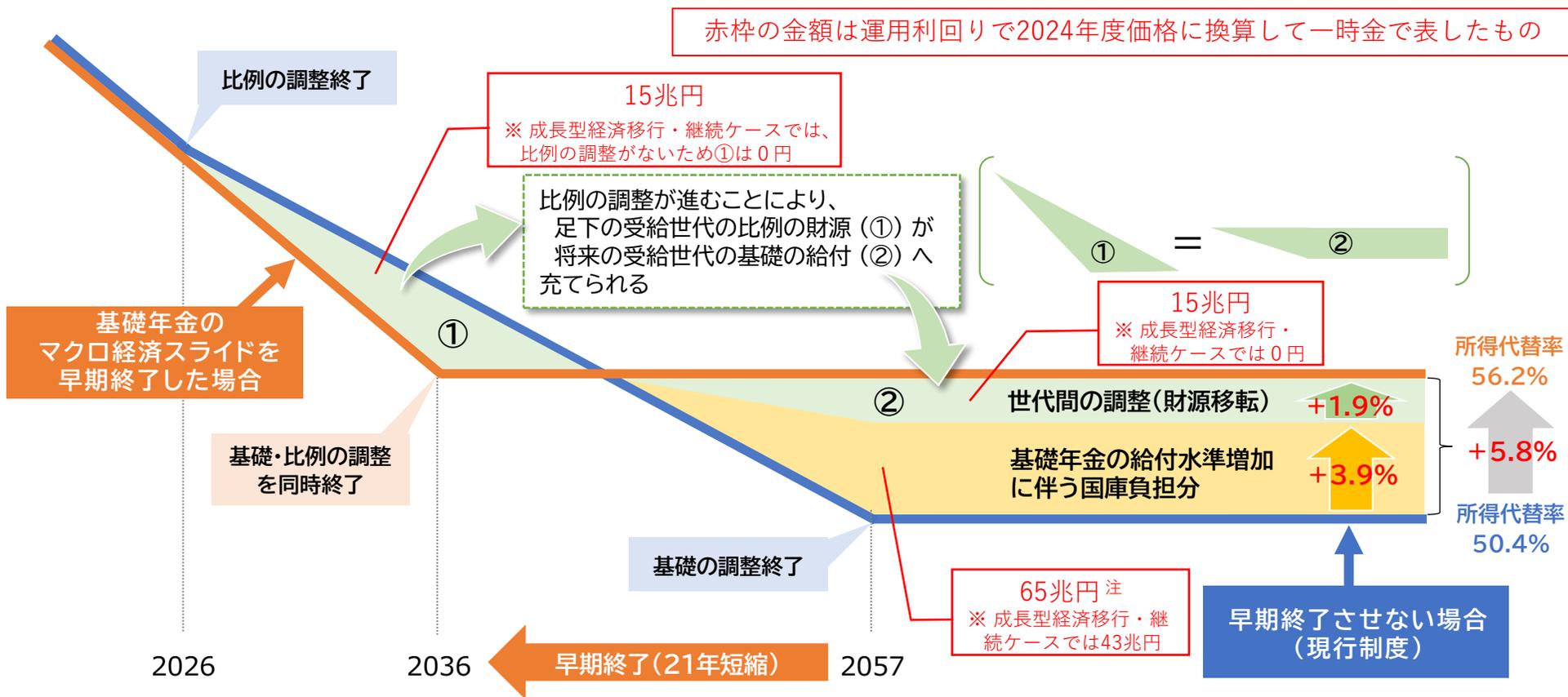
第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日 ※一部改変

資料 1

基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)により、

- ・ 基礎(1階)の水準上昇に伴う国庫負担の増加で給付が純増するとともに、
- ・ 比例(2階)の給付調整が進むことで足下の受給世代の比例(2階)の財源(①)が将来の受給世代の基礎(1階)の給付(②)に充てられ、世代間の財源移転も行われる。

これらの効果により、将来の給付水準が上昇。



【出所】令和6年財政検証(過去30年投影ケース)

注 国庫負担は特別国庫負担(保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に対する国庫負担)を含まない

(参考資料)



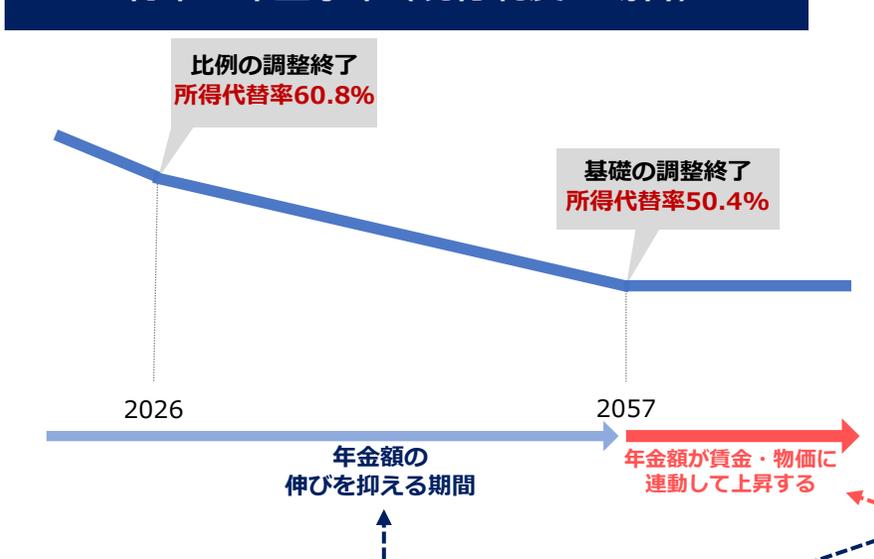
基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了

第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日

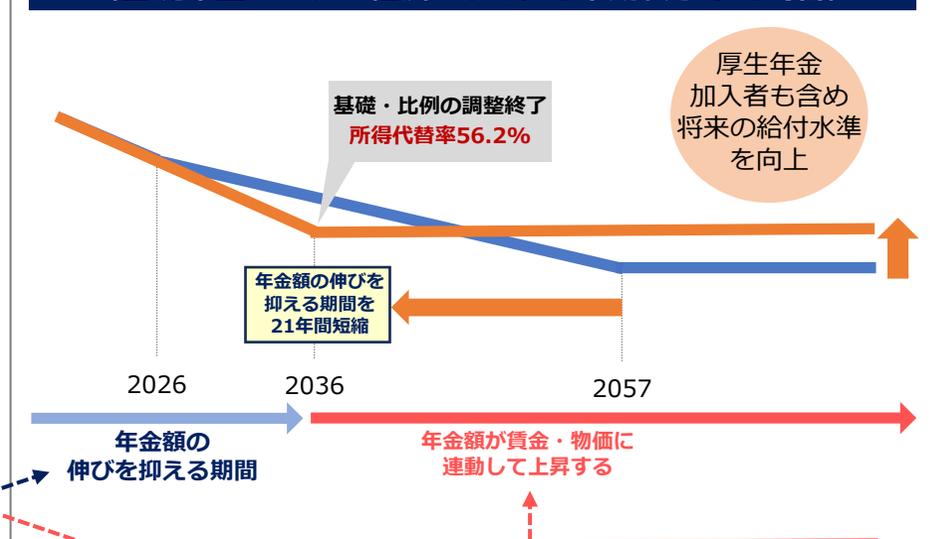
資料 1

継続的な賃金や物価の上昇が想定される中、現行の年金制度はマクロ経済スライドによる調整(少子高齢化が進む中でも、持続可能性を確保する仕組み)により、賃金や物価の伸びより年金額の伸びが抑えられている。年金制度の持続可能性を確保しつつ、マクロ経済スライドを公的年金全体で早期終了した場合、年金額は賃金・物価に連動して上昇するようになる。

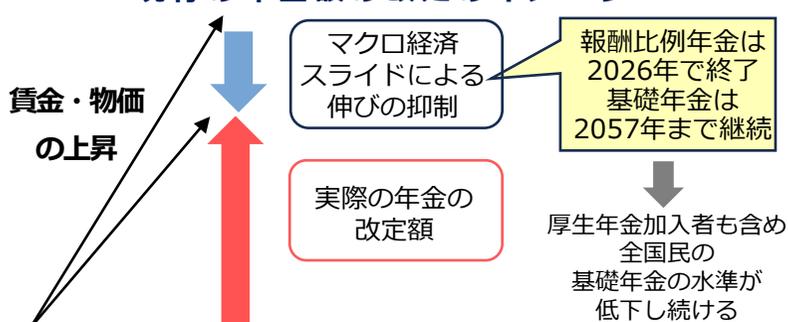
将来の年金水準 (現行制度の場合)



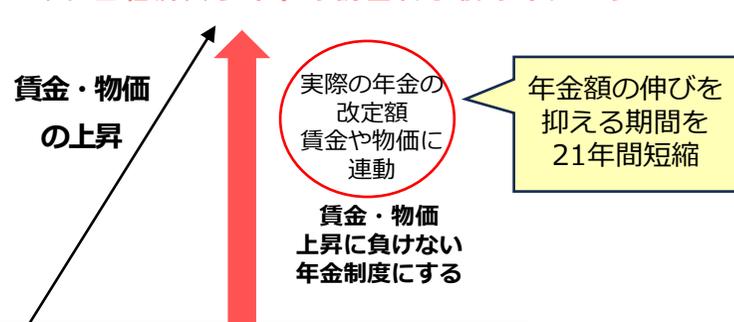
将来の年金水準 (基礎年金のマクロ経済スライドを早期終了した場合)



現行の年金額の改定のイメージ

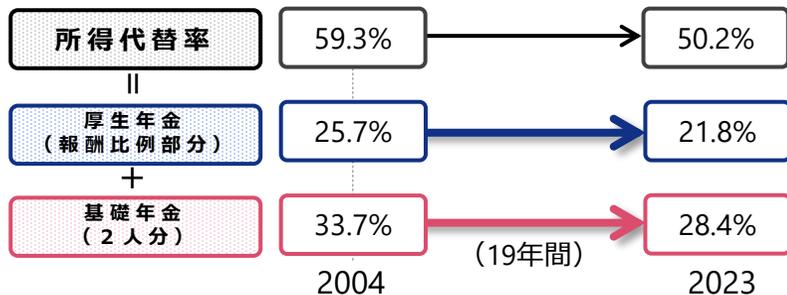


マクロ経済スライドの調整終了後のイメージ

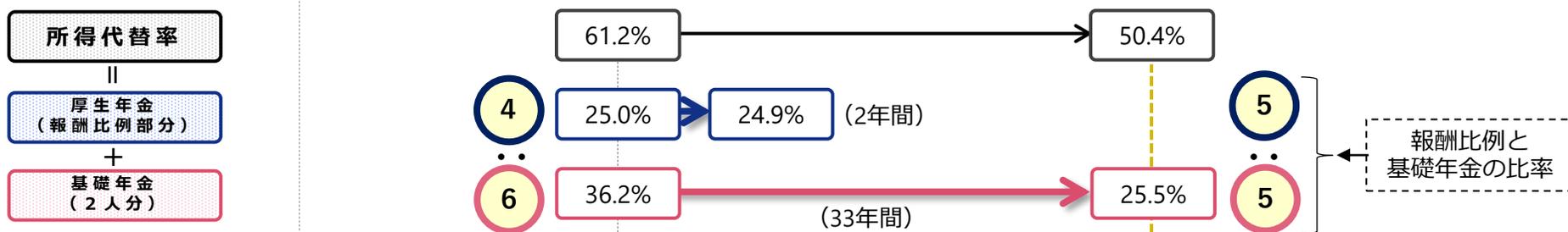


基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了(調整期間の一致)を行った場合 【過去30年投影ケース】

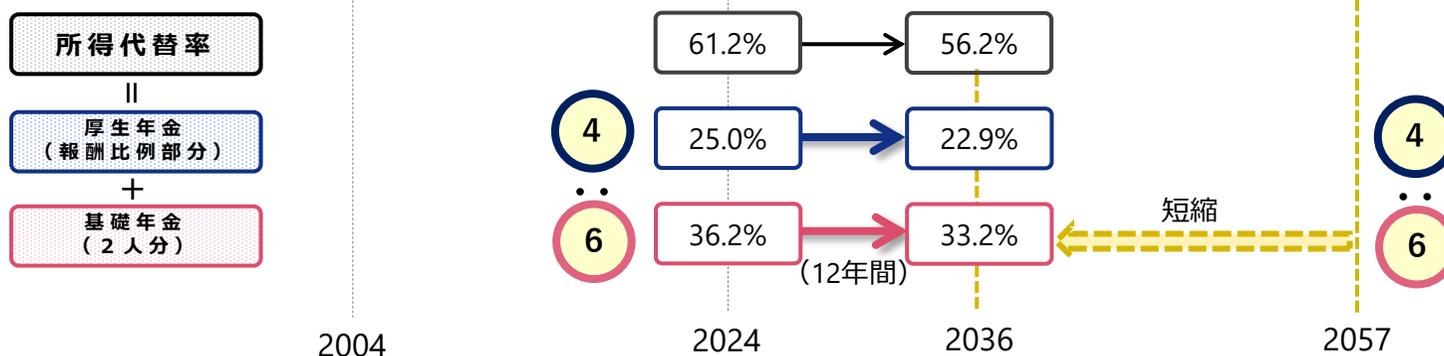
《平成16(2004)年財政再計算》【基本ケース】



《現行》



《基礎年金の給付調整の早期終了》



基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了による将来の給付水準の上昇効果

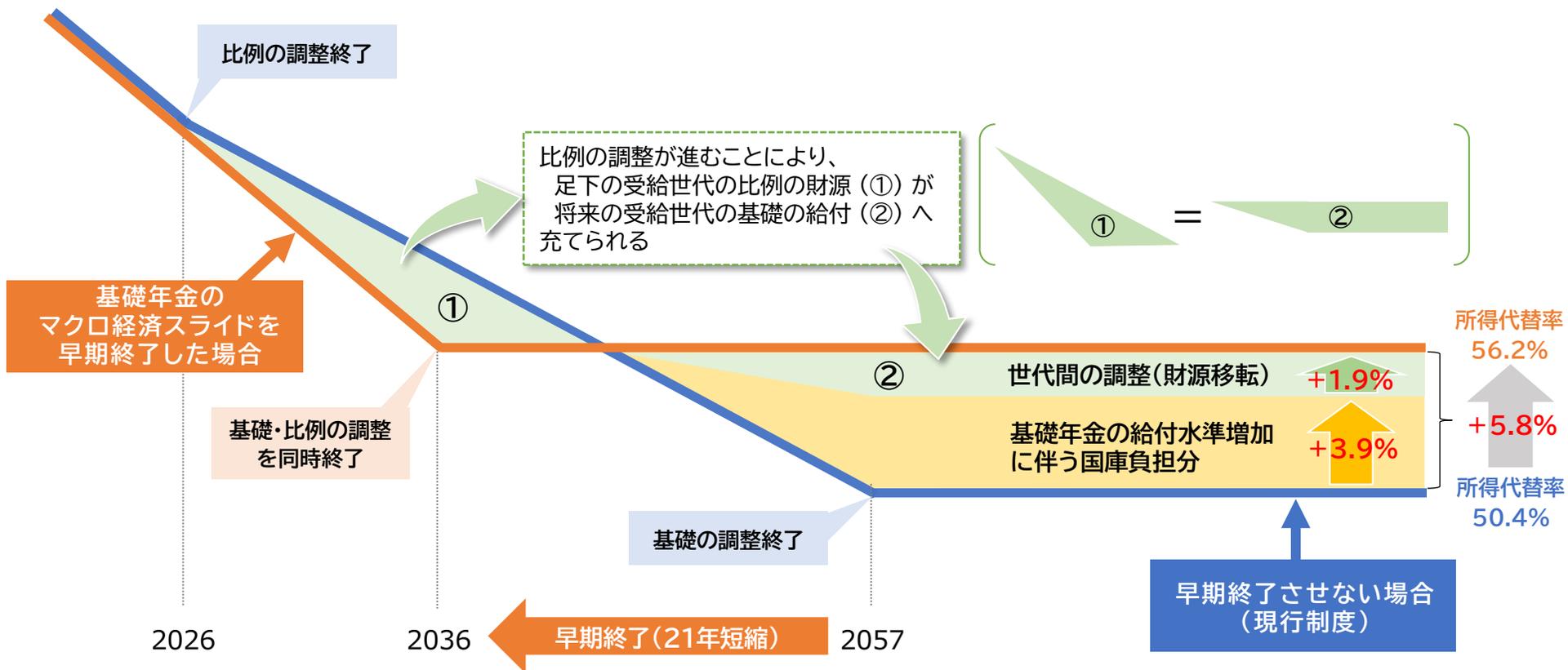
第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日

資料 1

基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)により、

- ・ 基礎(1階)の水準上昇に伴う国庫負担の増加で給付が純増するとともに、
- ・ 比例(2階)の給付調整が進むことで足下の受給世代の比例(2階)の財源(①)が将来の受給世代の基礎(1階)の給付(②)に充てられ、世代間の財源移転も行われる。

これらの効果により、将来の給付水準が上昇。



【出所】令和6年財政検証(過去30年投影ケース)

【参考】特例水準の解消に係る最高裁判決

令和5年12月15日 第二小法廷判決（抄）

（前略）

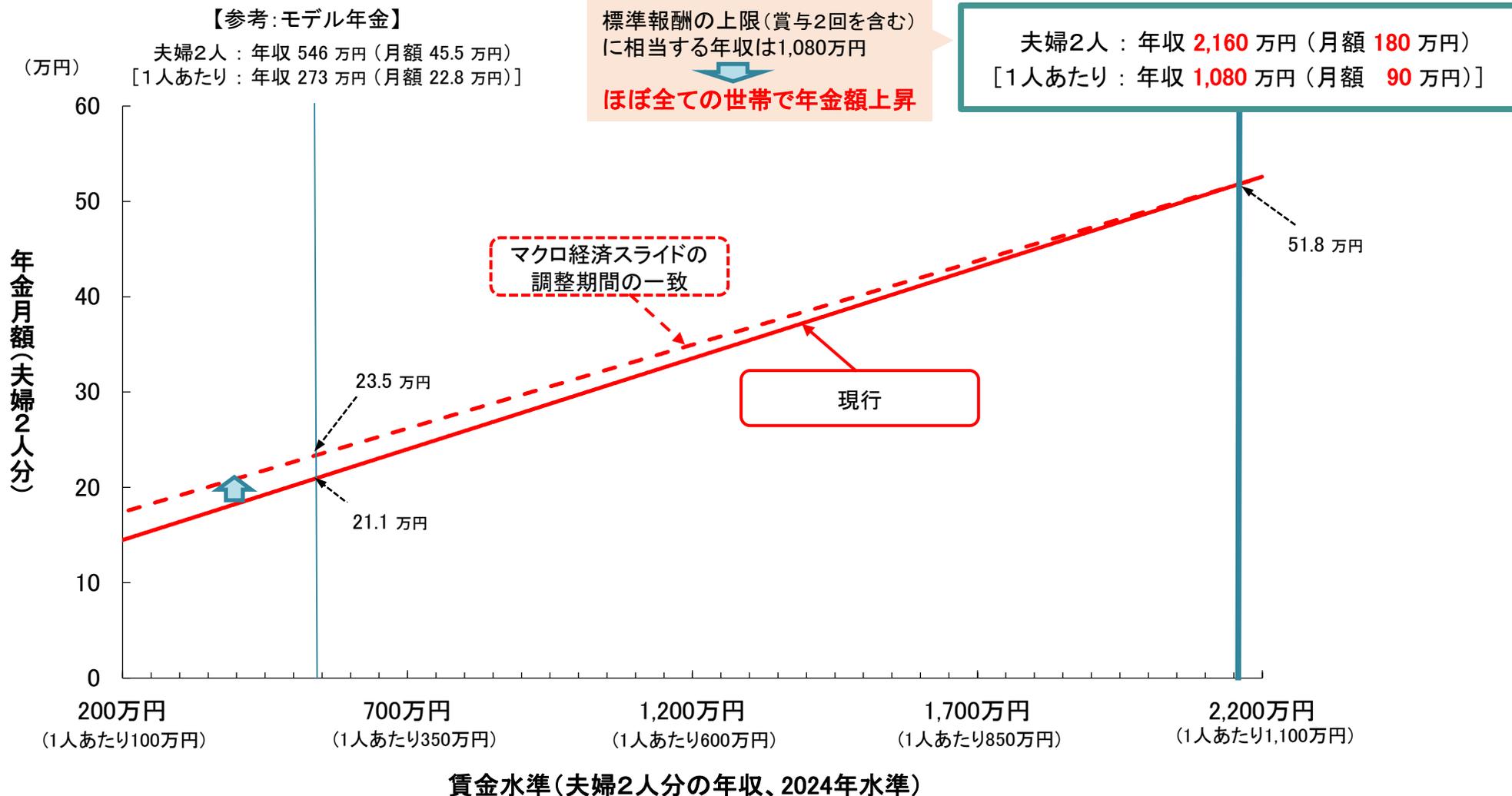
前記事実関係等によれば、平成24年改正法1条は特例水準を3年度にわたって段階的に解消するものであるところ、特例水準は、それが生じた経緯に照らし、当初から、将来的に解消されることが予定されていたものといえる。このような特例水準による年金額の給付を維持することは、賦課方式（現在の年金受給権者に対して支給される年金給付の財源を、主に現役世代が負担する保険料によって賄う方式）を基本とする制度の下で現役世代に本来の負担を超える負担を強いることとなり、また、現役世代が年金の給付を受けるようになった際の財源を圧迫することにもつながるものと考えられる。そして、平成24年改正法の制定時には、今後、我が国の少子高齢化の進展に伴い、現役世代の保険料や税の負担能力が更に減少する一方で、支給すべき老齢年金の総額が更に増加することが合理的に予測されていたものである。

これらの点に加え、特例水準の解消が、我が国における少子高齢化の進展が見込まれる中で、世代間の公平に配慮しながら前記の財政の均衡を図りつつ年金制度を存続させていくための制度として合理性を有するものとして構築されたマクロ経済スライド制の適用の実現につながるものであることをも踏まえれば、特例水準によって給付の一時的な増額を受けた者について一律に特例水準を解消することは、賦課方式を基本とする我が国の年金制度における世代間の公平を図り、年金制度に対する信頼の低下を防止し、また、年金の財政的基盤の悪化を防ぎ、もって年金制度の持続可能性を確保するとの観点から不合理なものとはいえない。

（後略）

(参考) 賃金水準別に見た調整期間一致による年金額への影響

過去30年投影ケース：2057年度



※ 成長型経済移行・継続ケースの場合、報酬比例の低下がないため全ての世帯で年金額が上昇。

注1：マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額（物価で2024年度に割り戻した実質額）であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。
注2：厚生年金の加入期間が40年を超える場合、より低い年収でも年金額が低下する場合がある。ただし、年金額が低下するのは、生涯年収（標準報酬ベース）約4.3億円（＝1080万円×40年）を超える者であり、その割合は厚生年金受給者の0.1%未満。（2022年度末の厚生年金（共済分除く）の受給権者に基づく試算）

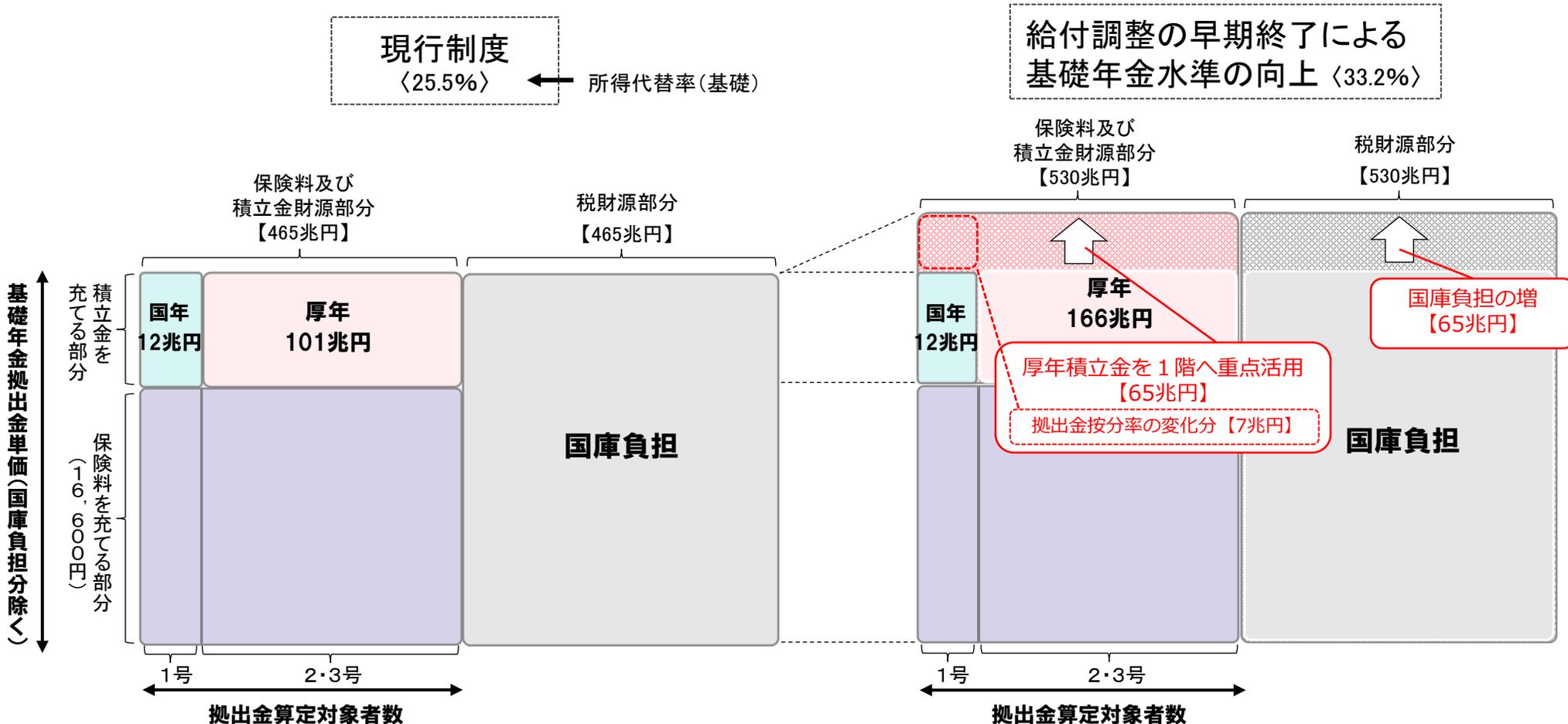
基礎年金の財政構造の変化(現行制度・基礎年金の給付調整の早期終了)

第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日

資料 1

- 基礎年金の給付調整の早期終了(調整期間の一致)により、厚年積立金を1階に重点活用(+65兆円)。このうち、拠出金按分率の変化分は7兆円。
- 加えて、国庫負担の増により財源の総額が増加し、ほぼ全ての厚生年金受給者で2階も含めた給付水準が上昇。

《過去30年投影ケース》 概ね100年間にわたる基礎年金給付の財源を運用利回りで2024年度価格に換算して一時金で表示



注1: 積立金は概ね100年間で基礎年金給付に充てる額であり、厚生年金(報酬比例部分)に充てる積立金や財政均衡期間の終了時に保有する給付費約1年分相当の積立金等が除かれている。
 注2: 厚生年金保険料のうち1階(基礎年金)相当部分は、国民年金保険料(※)と同額とみなして計算している。
 ※ 国民年金の独自給付及び産休免除相当分(約400円)を除いた月額16,600円(2004年度価格)としている。
 注3: 国庫負担は特別国庫負担(保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等)に対する国庫負担)を含まない。
 特別国庫負担の額は、現行制度:28兆円、基礎年金の給付調整の早期終了:32兆円。

基礎年金の財政構造の変化(適用拡大①・基礎年金の給付調整の早期終了)

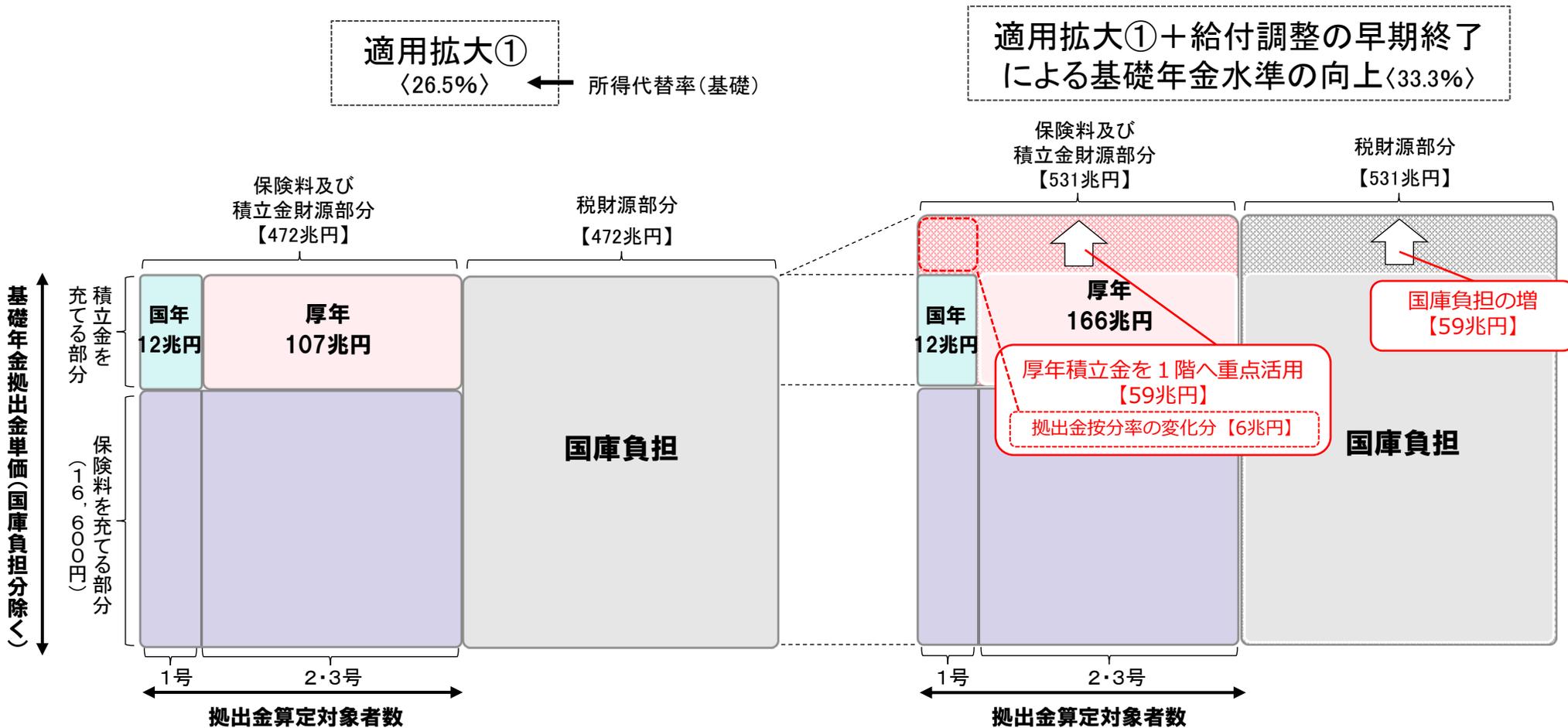
適用拡大①：企業規模要件の撤廃 + 5人以上個人事業所の非適用業種の解消 (対象者90万人)

第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日

資料 1

- 基礎年金の給付調整の早期終了(調整期間の一致)により、厚年積立金を1階に重点活用(+59兆円)。このうち、拠出金按分率の変化分は6兆円。
- 加えて、国庫負担の増により財源の総額が増加し、ほぼ全ての厚生年金受給者で2階も含めた給付水準が上昇。

《過去30年投影ケース》 概ね100年間にわたる基礎年金給付の財源を運用利回りで2024年度価格に換算して一時金で表示



注1: 積立金は概ね100年間で基礎年金給付に充てる額であり、厚生年金(報酬比例部分)に充てる積立金や財政均衡期間の終了時に保有する給付費約1年分相当の積立金等が除かれている。

注2: 厚生年金保険料のうち1階(基礎年金)相当部分は、国民年金保険料(※)と同額とみなして計算している。

※ 国民年金の独自給付及び産休免除相当分(約400円)を除いた月額16,600円(2004年度価格)としている。

注3: 国庫負担は特別国庫負担(保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に対する国庫負担)を含まない。

特別国庫負担の額は、適用拡大①:28兆円、適用拡大①+基礎年金の給付調整の早期終了:32兆円。

注4: 適用拡大①

- ・企業規模要件の撤廃
 - ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- 対象者 90万人

基礎年金の財政構造の変化(適用拡大②・基礎年金の給付調整の早期終了)

適用拡大②：企業規模要件の撤廃 + 5人以上個人事業所の非適用業種の解消 + 賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ (対象者200万人)

第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日

資料 1

○ 基礎年金の給付調整の早期終了(調整期間の一致)により、厚年積立金を1階に重点活用(+53兆円)。

このうち、拠出金按分率の変化分は5兆円。

○ 加えて、国庫負担の増により財源の総額が増加し、ほぼ全ての厚生年金受給者で2階も含めた給付水準が上昇。

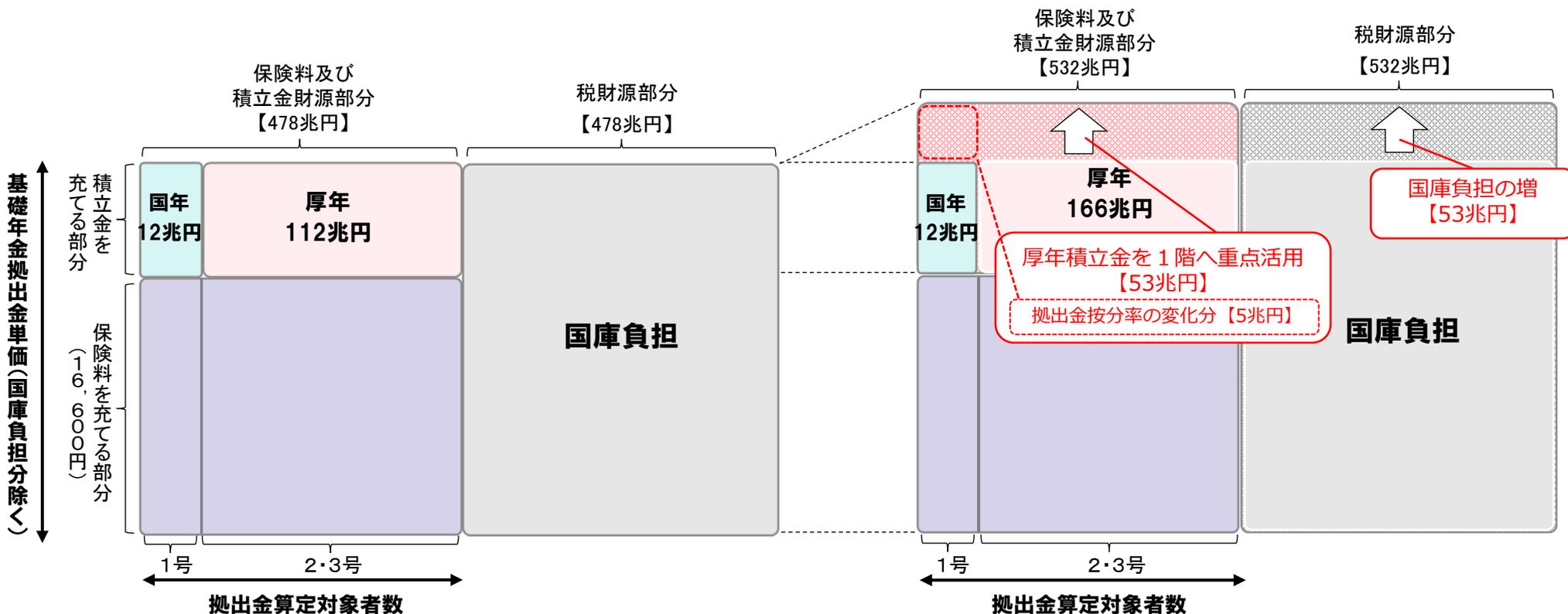
《過去30年投影ケース》 概ね100年間にわたる基礎年金給付の財源を運用利回りで2024年度価格に換算して一時金で表示

適用拡大②

<27.2%>

← 所得代替率(基礎)

適用拡大②+給付調整の早期終了
による基礎年金水準の向上<33.3%>



注1: 積立金は概ね100年間で基礎年金給付に充てる額であり、厚生年金(報酬比例部分)に充てる積立金や財政均衡期間の終了時に保有する給付費約1年分相当の積立金等が除かれている。
 注2: 厚生年金保険料のうち1階(基礎年金)相当部分は、国民年金保険料(※)と同額とみなして計算している。
 ※ 国民年金の独自給付及び産休免除相当分(約400円)を除いた月額16,600円(2004年度価格)としている。
 注3: 国庫負担は特別国庫負担(保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に対する国庫負担)を含まない。特別国庫負担の額は、適用拡大②:28兆円、適用拡大②+基礎年金の給付調整の早期終了:32兆円。
 注4: 適用拡大②
 ・企業規模要件の撤廃
 ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
 ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

対象者
200万人

積立金の性質

- 賦課方式の年金制度における積立金は、保険料を給付に充てて余った残余が積み立てられたもの
- このため、積立方式のように個人の持ち分という考え方はなく、被保険者が制度間を移動しても積立金は移動しない
- また、年金給付が大きくなった現在、保険料の残余はなく、現在の積立金は、過去の被保険者の保険料の残余が積み立てられ、運用により増大してきたもの
- したがって、厚生年金、国民年金の積立金は必ずしも今のそれぞれの制度の被保険者が積み立てたものではない

国民年金財政

※ 1号被保険者に係る財政である

厚生年金財政

前年度

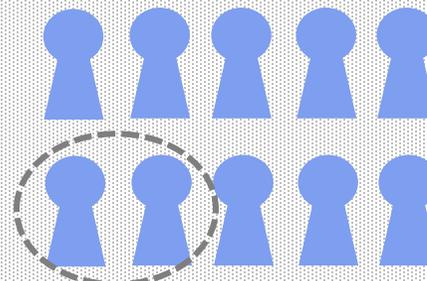
1号被保険者

積立金



2・3号被保険者

積立金



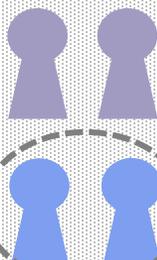
被保険者が増加しても
積立金はそのまま

被保険者が移動しても
積立金は移動しない

被保険者は移動

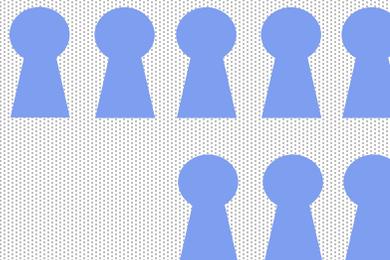
当年度

積立金



積立金は必ずしも今の被保険者
が積み立てたものではない

1号被保険者が
2・3号被保険者に
移動した場合も同様



積立金

積立金は必ずしも今の被保険者
が積み立てたものではない

老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴

- 老齢基礎年金の算定基礎となる期間が第1号被保険者期間のみである者は、65歳の受給権者の3.0%（全受給権者の場合 8.1%）
- 残りの 97.0%（全受給権者の場合 91.9%）は、第2号被保険者期間又は第3号被保険者期間（厚生年金の財政単位）の履歴がある者

<老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴>

	65歳の受給権者数		受給権者数全体	
	1号期間のみ	3万人	3.0%	276万人
2号期間又は3号期間のみ	31万人	28.8%	844万人	24.9%
1号期間と2号又は3号期間の両方を保有	74万人	68.2%	2,263万人	66.9%
計	108万人	100.0%	3,382万人	100.0%

（出典）令和3年度の基礎年金受給権者データを基に作成

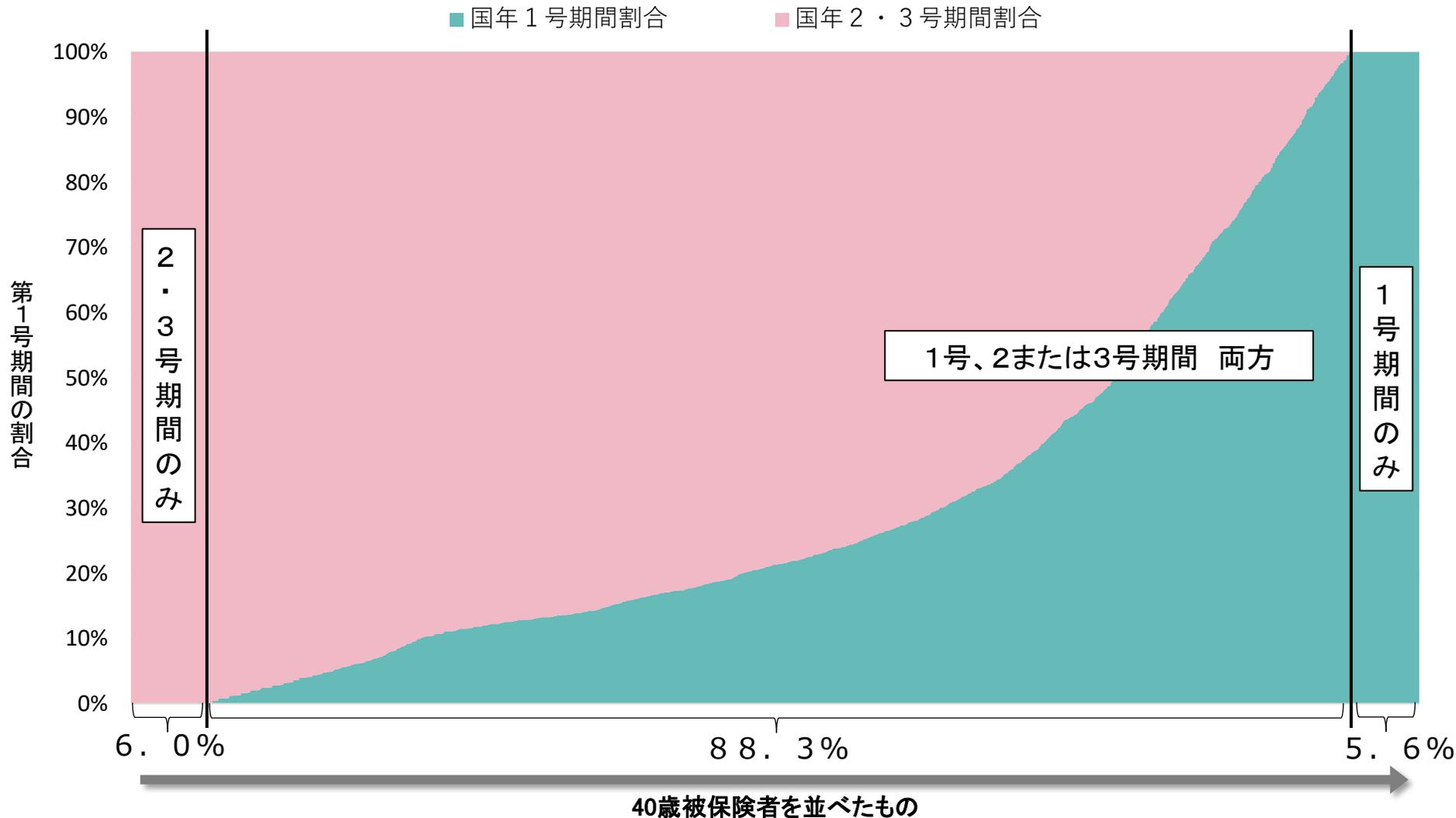
※ 未納期間及び納付猶予期間については、第1号期間に含めず集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

また、昭和60年改正以前は、国民年金の被保険者期間は第1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を第2号期間としている。

※ 昭和60年改正以前に国民年金に任意加入していた専業主婦は第1号期間に含まれていることに留意。

国年1号期間、国年2・3号期間配分別分布(40歳被保険者)

○ 40歳(1981年度生まれ)の被保険者について、過去の第1号期間、第2号(20~59歳に限る)・第3号期間を計算し、第1号期間の割合の低い順に並べると以下のとおり。



(出典)年金局調べ(令和3年度末時点)

※端数処理の関係で、内訳の合計は必ずしも100%とならない。

※未納期間及び納付猶予期間についても、第1号期間に含めて集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

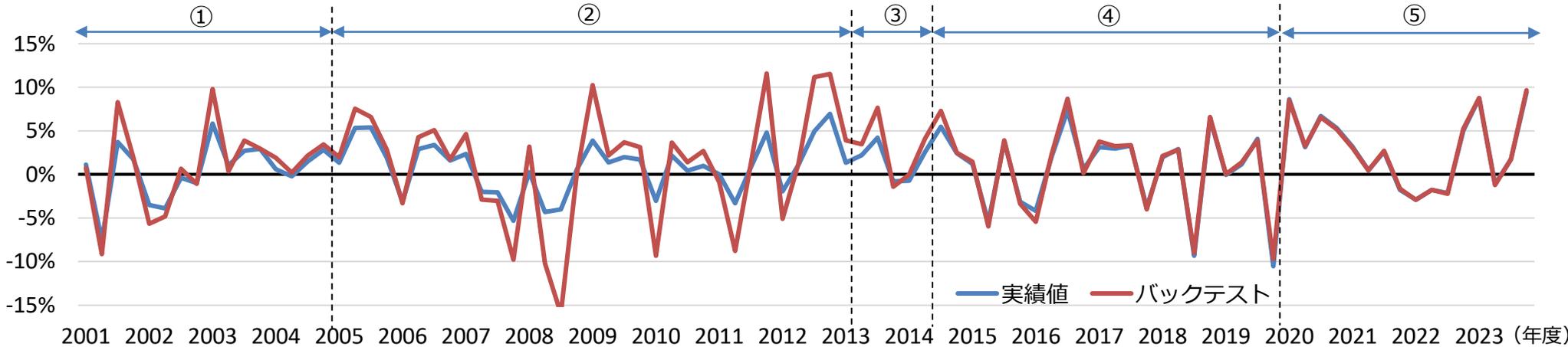
GPIFの実質運用利回り(対物価)のバックテスト

○ GPIFの実質運用利回り(対物価)の10年移動平均の分布の上位80%タイル(※1)は、バックテストの方が実績よりも+0.2%高い。 ※1 令和6年財政検証の過去30年投影ケースにおける実質運用利回り(対物価)の仮定。

(参考) 仮に運用利回りが+0.2%改善すると、マクロ経済スライドの給付調整は更に3年程度早く終了すると見込まれる(※2)。

※2 過去30年投影ケースで基礎年金の給付調整の早期終了を前提とした場合。

GPIFの実質運用利回り(対物価)の推移



【基本ポートフォリオの推移】

	①	②	③	④	⑤
国内債券	68%	67%	60%	35%	25%
外国債券	7%	8%	11%	15%	25%
国内株式	12%	11%	12%	25%	25%
外国株式	8%	9%	12%	25%	25%
短期資産	5%	5%	5%	-	-

①2001年4月～2005年3月 ②2005年4月～2013年6月
③2013年6月～2014年9月 ④2014年10月～2020年3月 ⑤2020年4月～

【GPIFの運用利回り】
(10年移動平均)

GPIF実質運用利回り (上位80%タイル値)	
実績値	2.6%
バックテスト	2.8%

↓ +0.2%

【令和6年財政検証の前提となるスプレッド】
(過去30年投影ケース)

$$\begin{array}{ccccc}
 \mathbf{2.6\%} & \times & 0.88 & = & \mathbf{2.2\%} \\
 \text{GPIFの実績} & & \text{利潤率倍率} & & \text{将来の} \\
 \text{上位80\%タイル値} & & & & \text{実質運用利回り(対物価)} \\
 & & \text{実質賃金上昇率} & \rightarrow & \mathbf{1.7\%} \\
 & & \text{(0.5\%)} \text{ 控除} & & \text{スプレッド}
 \end{array}$$

(注1) 運用利回りは、2007年度までは市場運用分、2008年度以降は資産全体に係る四半期の収益率(運用手数料控除前)。

(注2) 10年移動平均は、年率換算したものを幾何平均により算出している。

(注3) 直近のデータの分布及びパーセンタイル値は、2012年度以降の手数料の最大値が0.04%(2020年度)であることに鑑み、手数料として0.04%を控除した値としている。

(注4) 実績については、業務概況書(GPIF)及び「消費者物価指数」(総務省)における四半期平均の前期比を基に作成。また、バックテストは、各資産のベンチマーク収益率に基づき作成。

(注5) 利潤率倍率は、マクロ経済モデルから推計される将来の利潤率に対するGPIFの運用実績期間の利潤率の実績の比率であり、スプレッドは実質運用利回り(対物価)から実質賃金上昇率(過去30年投影ケースでは0.5%)を控除したもの。

1. 改正の必要性

- 公的年金は、本来、賃金や物価の伸びで改定し、実質的な価値を維持。現在は、長期の財政安定のためマクロ経済スライドにより改定幅を抑制。
- 過去30年の状況を投影した保守的な経済前提でも、マクロ経済スライドによる給付調整は、報酬比例部分は2026年度に終了する一方、基礎年金の給付調整は30年以上継続の見込み。現行の仕組みを前提にすると、基礎年金のみ給付調整が続き、基礎年金の給付水準が長期にわたって低下。この結果、厚生年金の所得再分配機能も低下。

2. 改正の意義

- 年金制度の持続可能性を確保しつつ、将来の公的年金全体の給付水準の向上を図る観点から、基礎年金の給付調整を早期に終了させ（基礎年金と報酬比例部分の給付調整期間を一致させ）、賃金や物価に連動した年金額を実現。同時に将来の基礎年金の給付水準も向上。
- 加えて、基礎年金水準の向上により、将来においては、厚生年金の受給者を含め、ほぼ全ての受給者の年金水準が上昇。特に、基礎年金の再分配機能が強化されることにより低所得層への効果が大きい。

3. 見直しの方向性

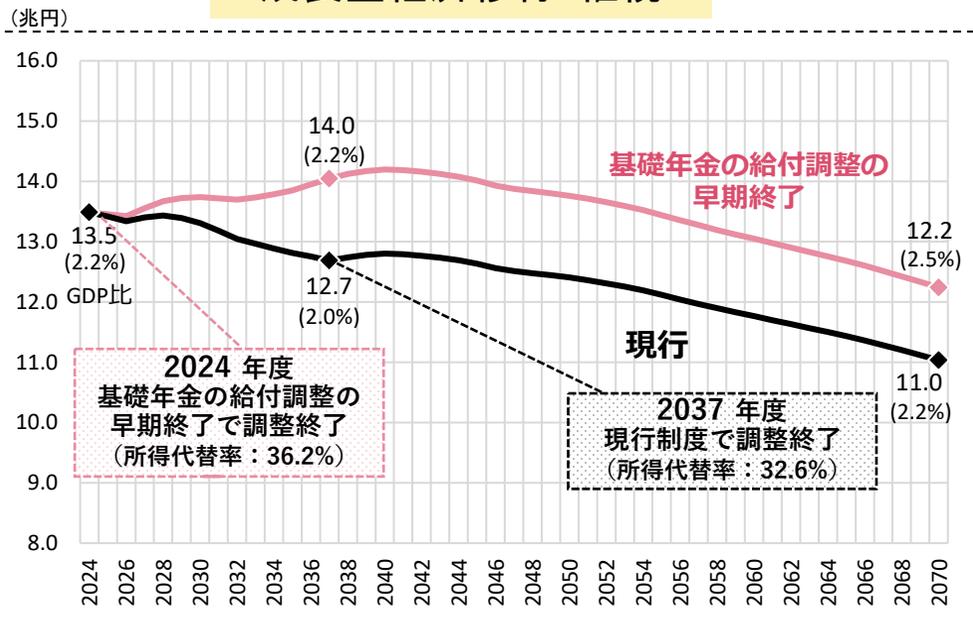
- 国民年金と厚生年金それぞれの財政均衡を維持した上で、報酬比例部分(2階)のマクロ経済スライドを継続し、基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)の調整期間を一致させることで、公的年金全体として給付調整を早期に終了させることについてどう考えるか。
 - ※ 基礎年金の給付調整の早期終了により、調整終了後の年金水準は、ほぼ全ての厚生年金受給者で上昇する見込み。
一方、報酬比例部分(2階)の調整期間が現行制度よりも長くなることにより、この期間中に厚生年金を受給する者は、一時的に年金水準が低下することについてどう考えるか。
 - ※ 将来の基礎年金水準が上昇する結果、現行制度と比べて国庫負担が増加。一方、増加が始まるのは基礎年金のマクロ経済スライド調整終了後(過去30年投影ケースで2036年)であることも踏まえ、将来的な財源の確保についてどう考えるか。
- そのため、基礎年金拠出金の算定方法を、現行の被保険者数の人数割に加え、積立金も勘案して計算する仕組みに変更することについてどう考えるか。
 - ※ この場合、現行の人数割による拠出と比べて、厚生年金の基礎年金拠出金が増加することとなるが、どう考えるか。

基礎年金の給付調整の早期終了による国庫負担の見通しの変化（現行制度との比較）

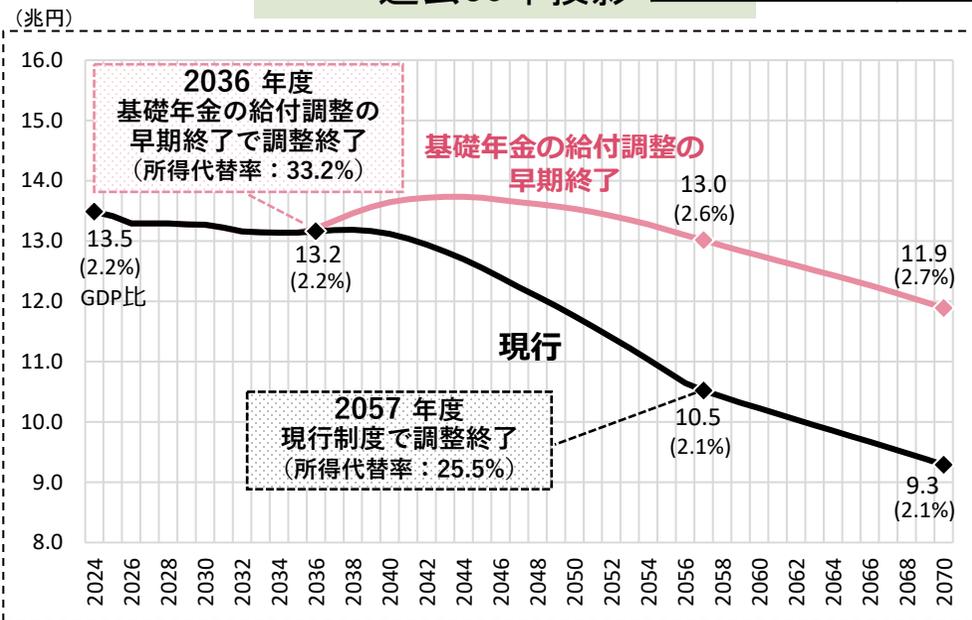
第16回社会保障審議会年金部会
2024年7月3日
※一部改変

資料3-1

成長型経済移行・継続



過去30年投影



	現行制度		基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.5	(2.2%)	【+0.0】
2030	13.3	(2.1%)	13.7	(2.2%)	【+0.4】
2037	12.7	(2.0%)	14.0	(2.2%)	【+1.4】
2040	12.8	(2.0%)	14.2	(2.2%)	【+1.4】
2050	12.4	(2.1%)	13.8	(2.4%)	【+1.4】
2060	11.8	(2.2%)	13.0	(2.4%)	【+1.3】
2070	11.0	(2.2%)	12.2	(2.5%)	【+1.2】

(単位:兆円)

基礎年金の給付調整の早期終了で調整終了

現行制度で調整終了

	現行制度		基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.4	(2.2%)	-
2030	13.3	(2.2%)	13.3	(2.2%)	-
2037	13.2	(2.3%)	13.3	(2.3%)	【+0.2】
2040	13.1	(2.3%)	13.6	(2.4%)	【+0.5】
2050	11.8	(2.2%)	13.5	(2.6%)	【+1.8】
2057	10.5	(2.1%)	13.0	(2.6%)	【+2.5】
2060	10.2	(2.1%)	12.8	(2.7%)	【+2.5】
2070	9.3	(2.1%)	11.9	(2.7%)	【+2.6】

(単位:兆円)

基礎年金の給付調整の早期終了で調整終了

現行制度で調整終了

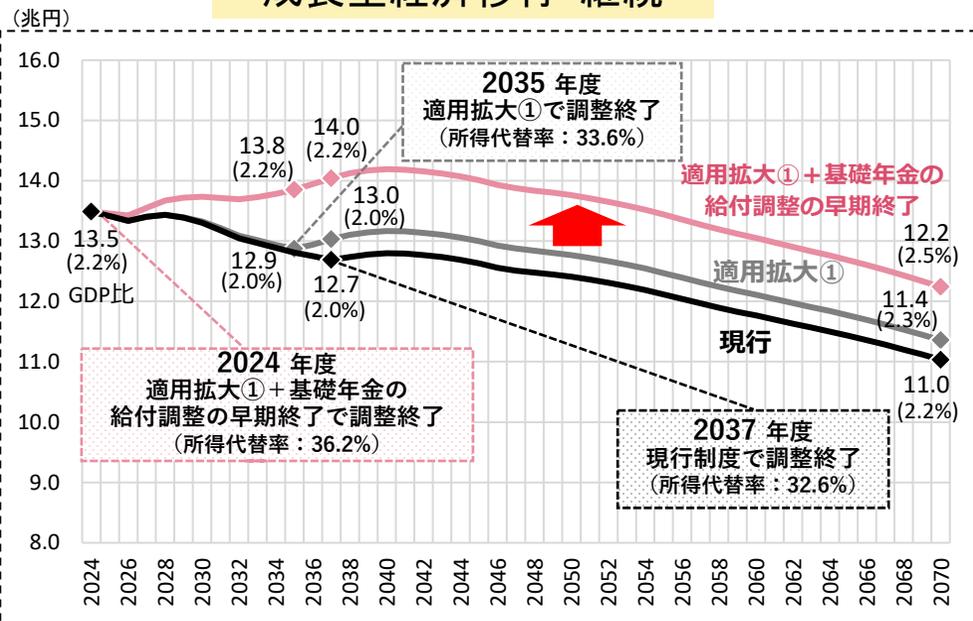
- ・「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。
- ・「所得代替率」は基礎年金2人分である。
- ・国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
- ・（ ）内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

基礎年金の給付調整の早期終了による国庫負担の見通しの変化（適用拡大①との比較）

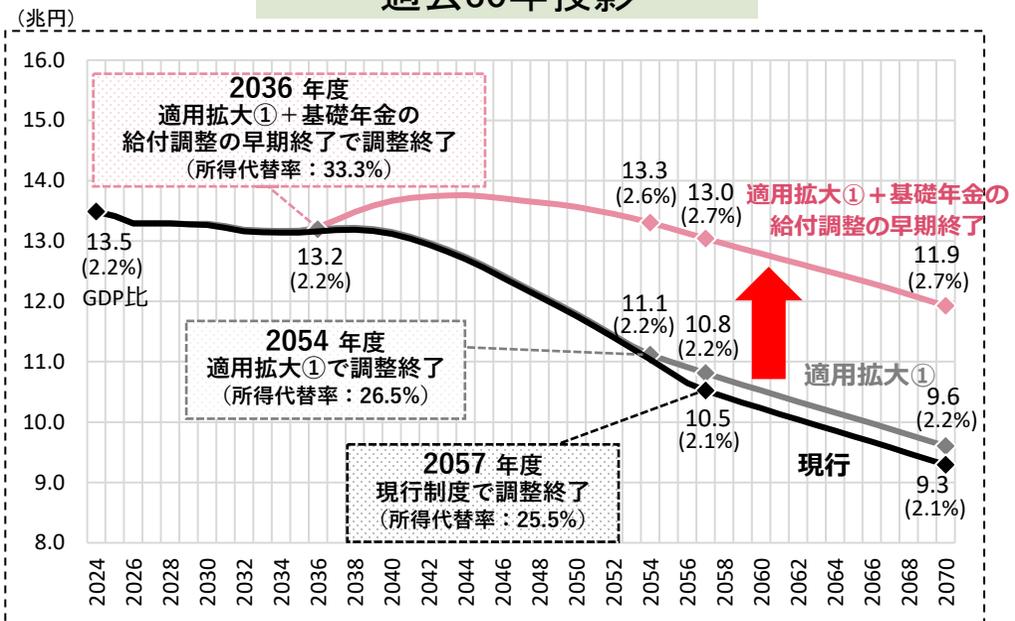
適用拡大①：企業規模要件の撤廃 + 5人以上個人事業所の非適用業種の解消（対象者90万人）

第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日
資料1

成長型経済移行・継続



過去30年投影



年度	適用拡大①		適用拡大①+基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響※
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.5	(2.2%)	【+0.0】
2030	13.3	(2.1%)	13.7	(2.2%)	【+0.4】
2035	12.9	(2.0%)	13.8	(2.2%)	【+1.0】
2040	13.2	(2.1%)	14.2	(2.2%)	【+1.0】
2050	12.8	(2.2%)	13.8	(2.4%)	【+1.0】
2060	12.1	(2.3%)	13.1	(2.4%)	【+0.9】
2070	11.4	(2.3%)	12.2	(2.5%)	【+0.9】

年度	適用拡大①		適用拡大①+基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響※
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.4	(2.2%)	-
2030	13.3	(2.2%)	13.3	(2.2%)	-
2037	13.2	(2.3%)	13.4	(2.3%)	【+0.1】
2040	13.2	(2.3%)	13.7	(2.4%)	【+0.5】
2050	11.8	(2.2%)	13.6	(2.6%)	【+1.8】
2054	11.1	(2.2%)	13.3	(2.6%)	【+2.2】
2060	10.5	(2.2%)	12.8	(2.7%)	【+2.3】
2070	9.6	(2.2%)	11.9	(2.7%)	【+2.3】

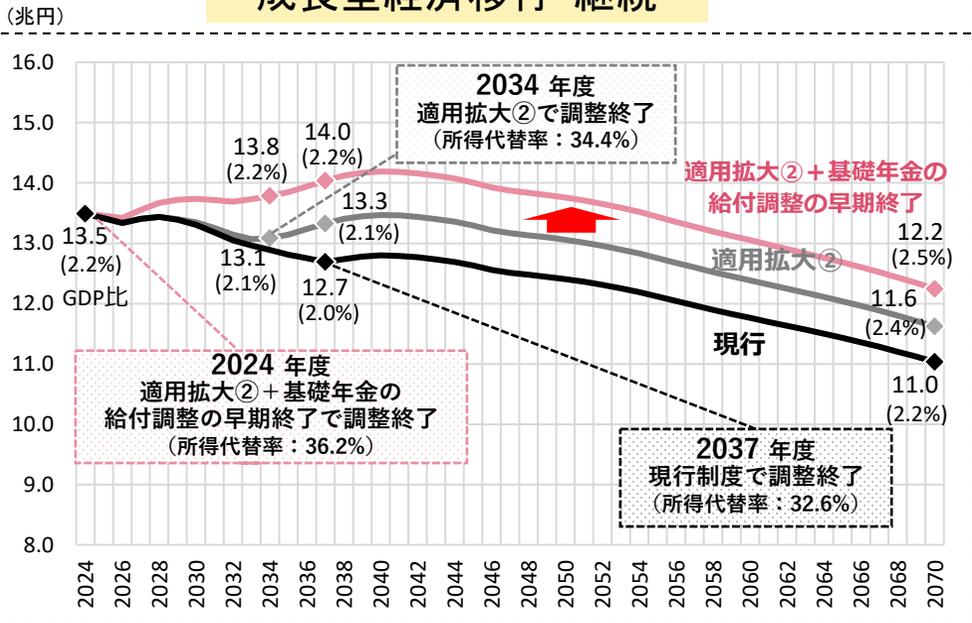
※ 適用拡大により基礎年金に係る国庫負担は増加する一方、国保の国庫負担は減少することを踏まえ、適用拡大による国庫負担の増に財源を要しないと仮定した場合の影響額。

- ・「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。
 - ・「所得代替率」は基礎年金2人分である。
 - ・国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
 - ・（ ）内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。
- 注：適用拡大①
 ・企業規模要件の撤廃
 ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
 対象者 90万人

基礎年金の給付調整の早期終了による国庫負担の見通しの変化（適用拡大②との比較）

適用拡大②：企業規模要件の撤廃 + 5人以上個人事業所の非適用業種の解消 + 賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ（対象者200万人）

成長型経済移行・継続



	適用拡大②		適用拡大②+基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響※
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.5	(2.2%)	【+0.0】
2030	13.3	(2.1%)	13.7	(2.2%)	【+0.4】
2034	13.1	(2.1%)	13.8	(2.2%)	【+0.7】
2040	13.5	(2.1%)	14.2	(2.2%)	【+0.7】
2050	13.1	(2.2%)	13.8	(2.4%)	【+0.7】
2060	12.4	(2.3%)	13.1	(2.4%)	【+0.7】
2070	11.6	(2.4%)	12.2	(2.5%)	【+0.6】

(単位:兆円)

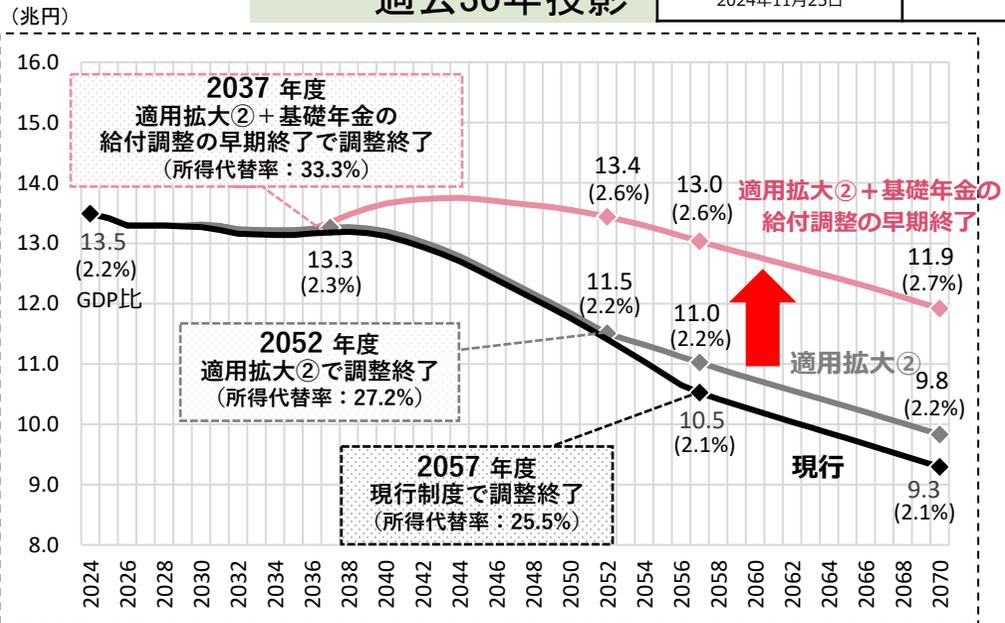
適用拡大②+基礎年金の給付調整の早期終了で調整終了

適用拡大②で調整終了

過去30年投影

第21回社会保障審議会年金部会
2024年11月25日

資料 1



	適用拡大②		適用拡大②+基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響※
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.4	(2.2%)	-
2030	13.3	(2.2%)	13.3	(2.2%)	-
2038	13.3	(2.3%)	13.5	(2.3%)	【+0.2】
2040	13.2	(2.3%)	13.7	(2.4%)	【+0.5】
2050	11.8	(2.3%)	13.6	(2.6%)	【+1.7】
2052	11.5	(2.2%)	13.4	(2.6%)	【+1.9】
2060	10.7	(2.2%)	12.8	(2.7%)	【+2.0】
2070	9.8	(2.2%)	11.9	(2.7%)	【+2.1】

(単位:兆円)

適用拡大②+基礎年金の給付調整の早期終了で調整終了

適用拡大②で調整終了

※ 適用拡大により基礎年金に係る国庫負担は増加する一方、国保の国庫負担は減少することを踏まえ、適用拡大による国庫負担の増に財源を要しないと仮定した場合の影響額。

- ・「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。
- ・「所得代替率」は基礎年金2人分である。
- ・国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
- ・（ ）内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

注：適用拡大②

- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

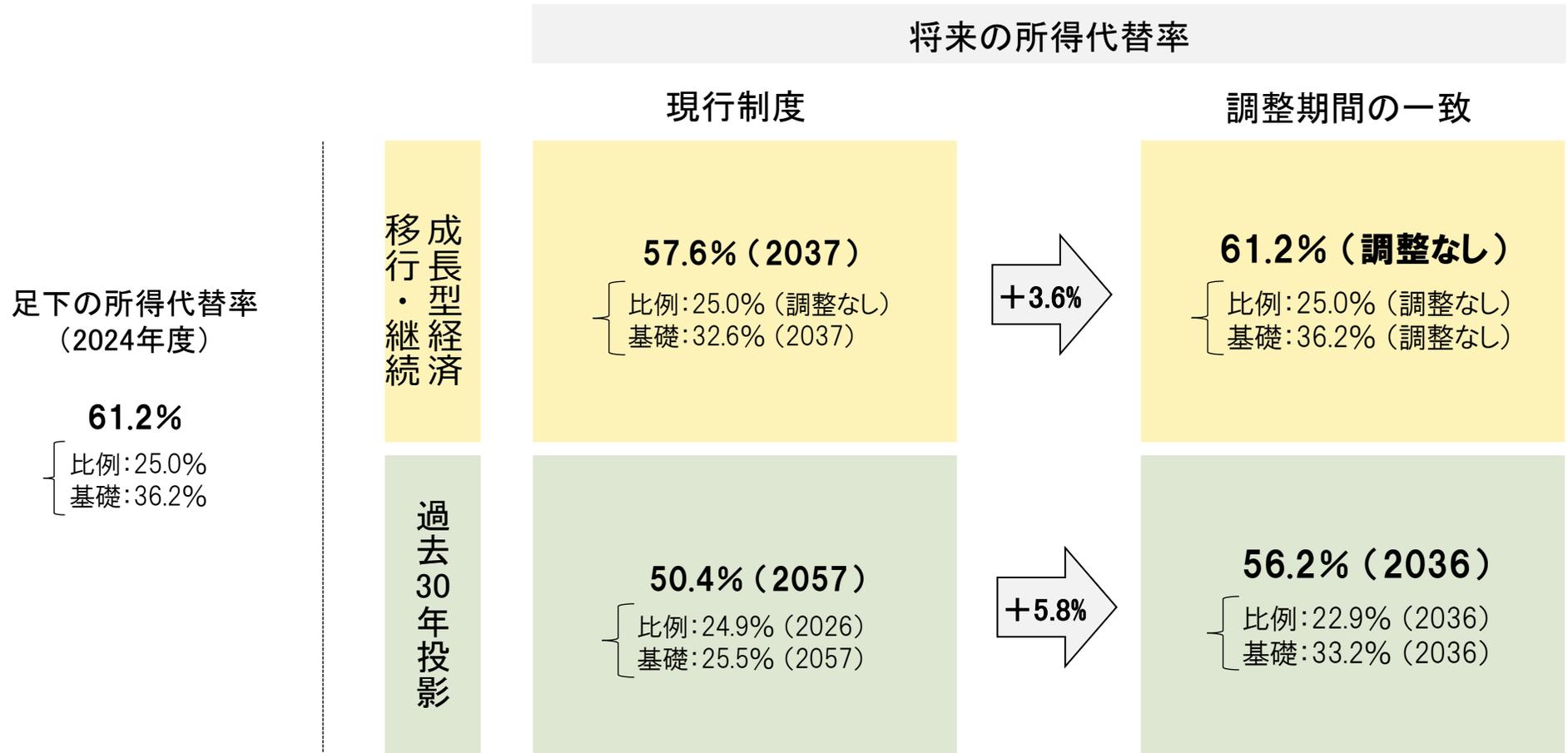
対象者
200万人

3. マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合

○ 基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

※ マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更。

なお、基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じ。



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

将来の年金額への影響(マクロ経済スライドの調整期間一致)

— 令和6(2024)年財政検証 成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケース —

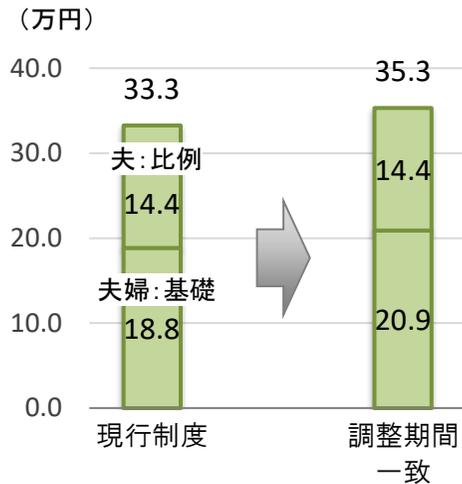
第16回社会保障審議会年金部会
2024年7月3日

資料3-1

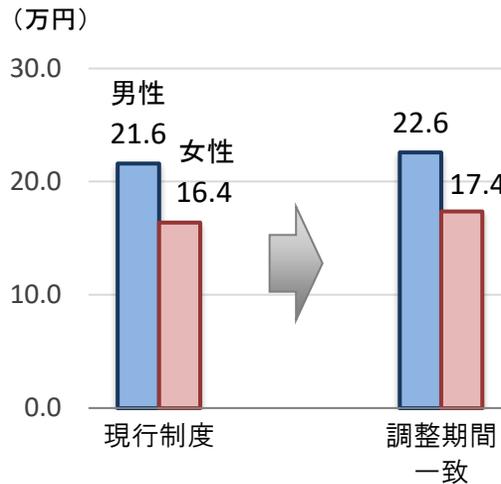
○マクロ経済スライドの調整期間の一致は、将来(2059)の年金水準の確保に効果あり。(特に基礎年金や低年金)

※年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

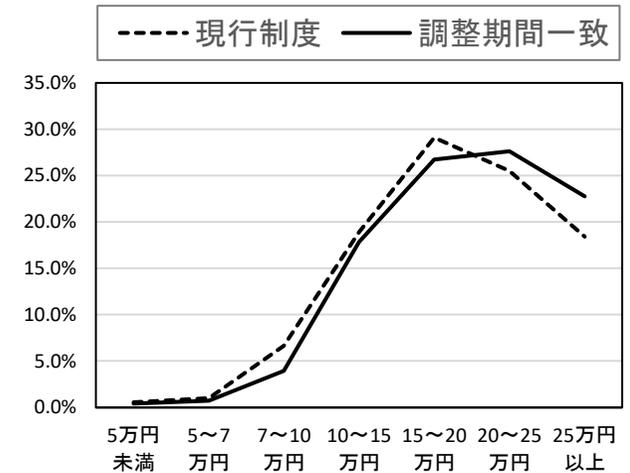
モデル年金(2059年)
【夫婦2人】



平均年金額(2059年に65歳)
【1人分】 1994生<30歳>

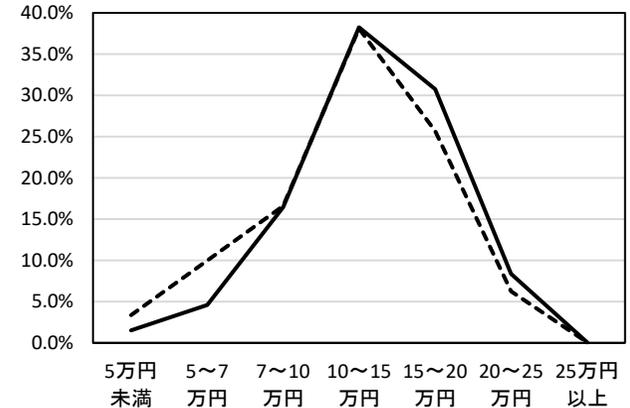
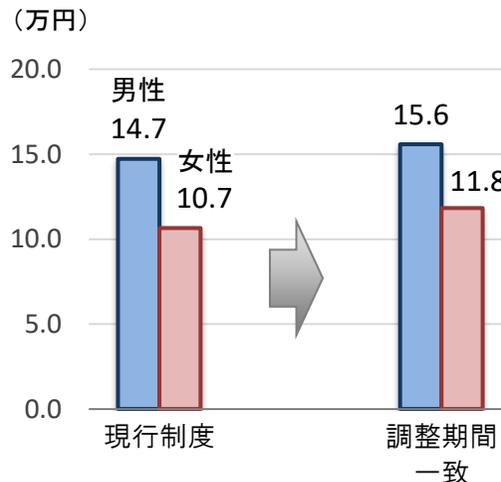
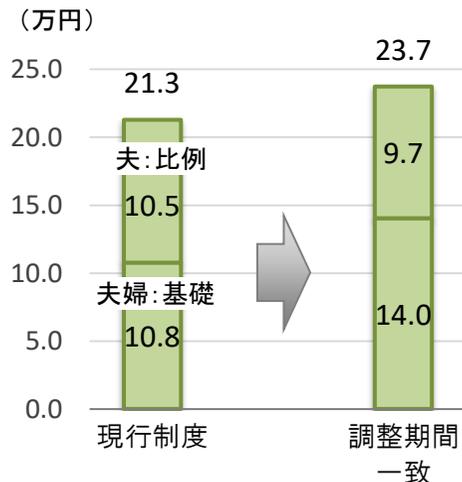


年金額分布(2059年に65歳)
1994生<30歳>



成長型経済移行・継続

過去30年投影

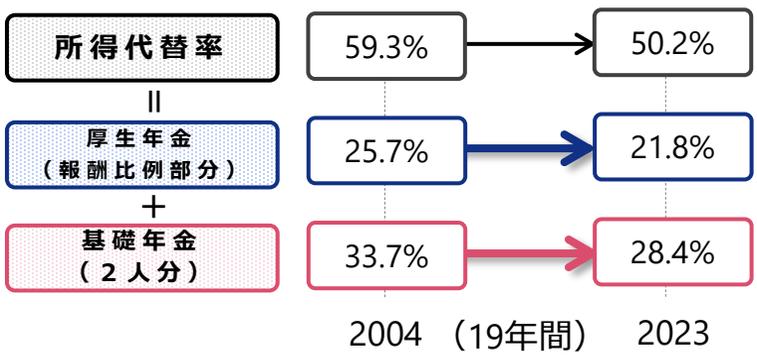


注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

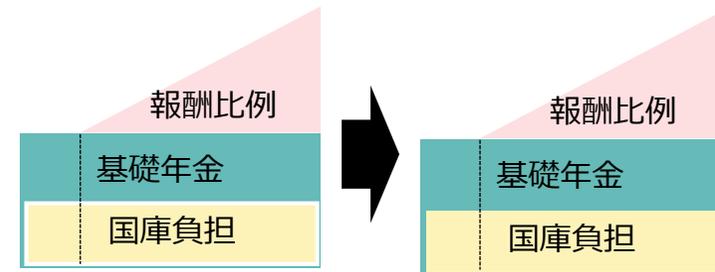
注2: <>内は2024年時点の年齢

(参考) マクロ経済スライドの調整期間の一致について

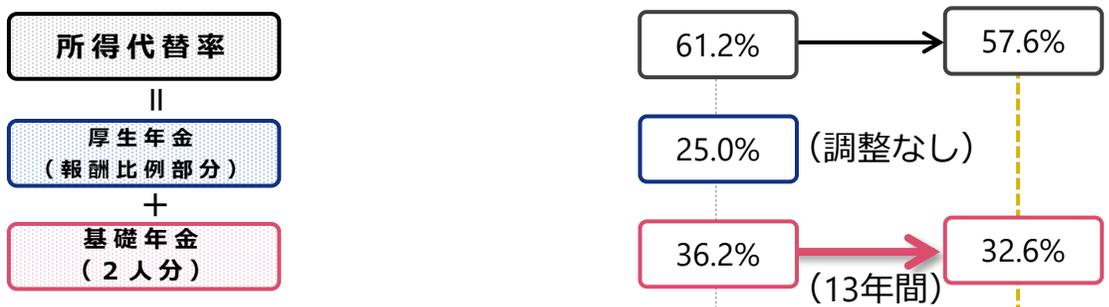
《平成16(2004)年財政再計算》 ※基本ケース



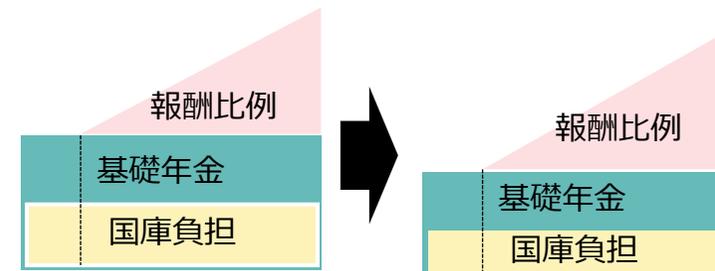
<バランスの維持>



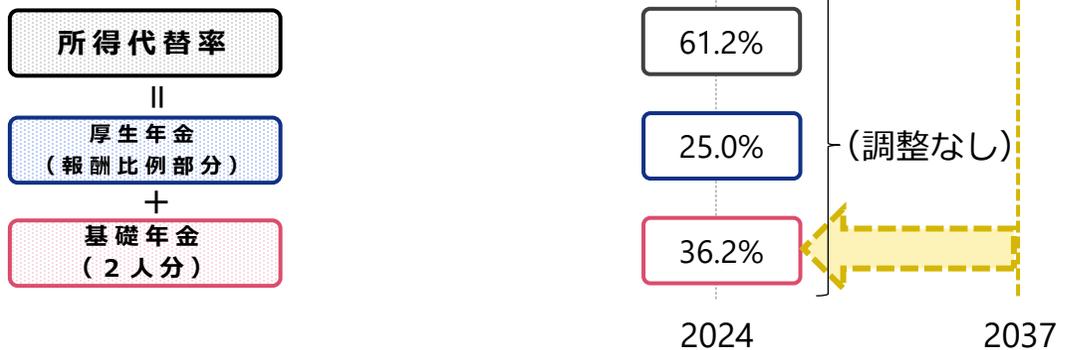
《令和6(2024)年財政検証》 ※成長型経済移行・継続ケース



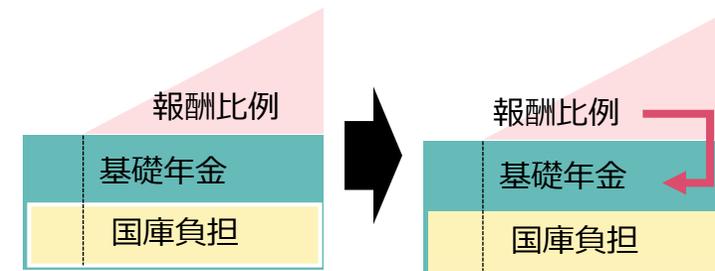
<バランスの偏り> (基礎年金の割合の低下)



《調整期間の一致》

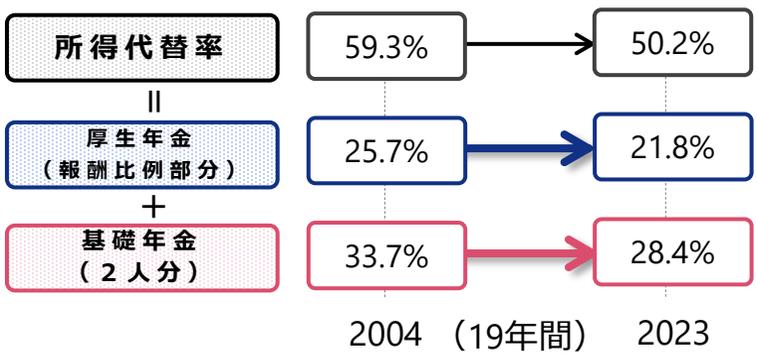


<バランスの維持>

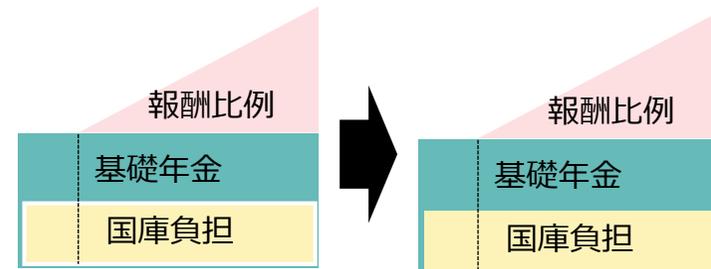


(参考) マクロ経済スライドの調整期間の一致について

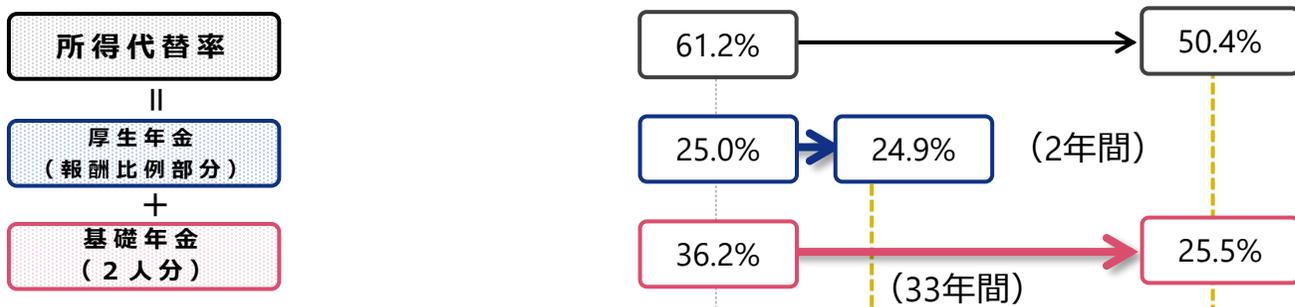
《平成16(2004)年財政再計算》 ※基本ケース



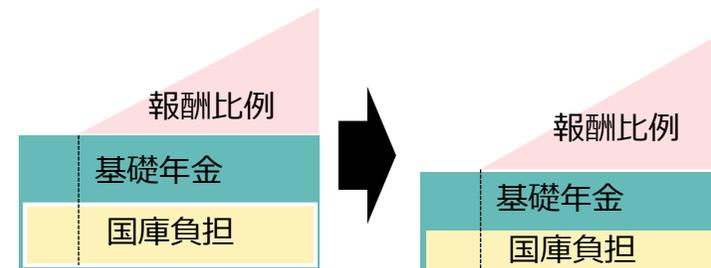
＜バランスの維持＞



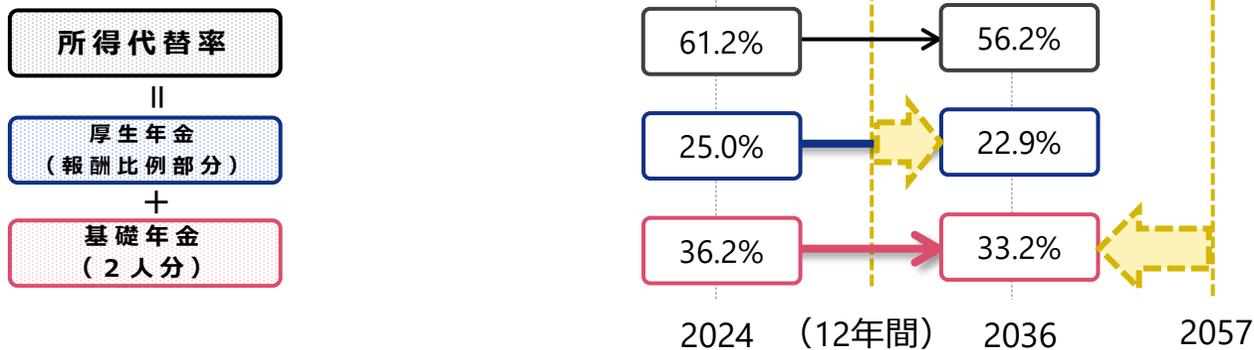
《令和6(2024)年財政検証》 ※過去30年投影ケース



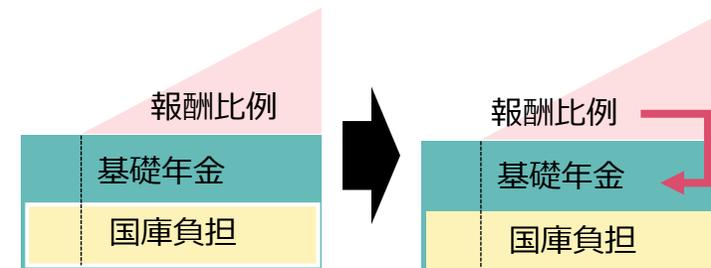
＜バランスの偏り＞ (基礎年金の割合の低下)



《調整期間の一致》



＜バランスの維持＞



【組合せ試算】適用拡大、調整期間の一致を行った場合

《 適用拡大 》

- ① 90万人 … 企業規模要件撤廃＋非適用業種の解消
- ② 200万人 … ①＋賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ
- ③ 270万人 … ②＋5人未満個人事業所
- ④ 860万人 … 週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大

《 調整期間の一致 》

+

基礎年金と報酬比例部分に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致

将来の所得代替率

現行制度

適用拡大 + 調整期間の一致

足下の所得代替率
(2024年度)

61.2%

{ 比例:25.0%
基礎:36.2%

移行・
成長型
継続
経済

57.6% (2037)

{ 比例:25.0% (調整なし)
基礎:32.6% (2037)

過去
30年
投影

50.4% (2057)

{ 比例:24.9% (2026)
基礎:25.5% (2057)

適用拡大①
(90万人拡大)

適用拡大②
(200万人拡大)

適用拡大③
(270万人拡大)

適用拡大④
(860万人拡大)

61.2% (調整なし)

{ 比例:25.0% (調整なし)
基礎:36.2% (調整なし)

+3.6%

56.3% (2036)

{ 比例:23.0%(2036)
基礎:33.3%(2036)

+5.9%

56.2% (2037)

{ 比例:23.0%(2037)
基礎:33.3%(2037)

+5.9%

56.5% (2036)

{ 比例:23.1%(2036)
基礎:33.4%(2036)

+6.1%

56.4% (2038)

{ 比例:23.0%(2038)
基礎:33.4%(2038)

+6.0%

注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

【組合せ試算】適用拡大、基礎年金45年化、調整期間の一致を全て行った場合

第16回社会保障審議会年金部会
2024年7月3日

資料3-1

《適用拡大》

- ① 90万人 … 企業規模要件撤廃＋非適用業種の解消
- ② 200万人 … ①＋賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ
- ③ 270万人 … ②＋5人未満個人事業所
- ④ 860万人 … 週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大

《基礎年金45年化》

基礎年金の保険料拠出期間を40年から45年に延長し、その分給付を増額

《調整期間の一致》

基礎年金と報酬比例部分に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致

将来の所得代替率

適用拡大＋基礎年金45年化＋調整期間の一致 (45年加入モデル)

足下の所得代替率
(2024年度)

61.2%

〔 比例:25.0%
基礎:36.2% 〕

移行・
成長型
継続
経済

57.6% (2037)
〔 比例:25.0% (調整なし)
基礎:32.6% (2037) 〕

過去
30年
投影

50.4% (2057)
〔 比例:24.9% (2026)
基礎:25.5% (2057) 〕

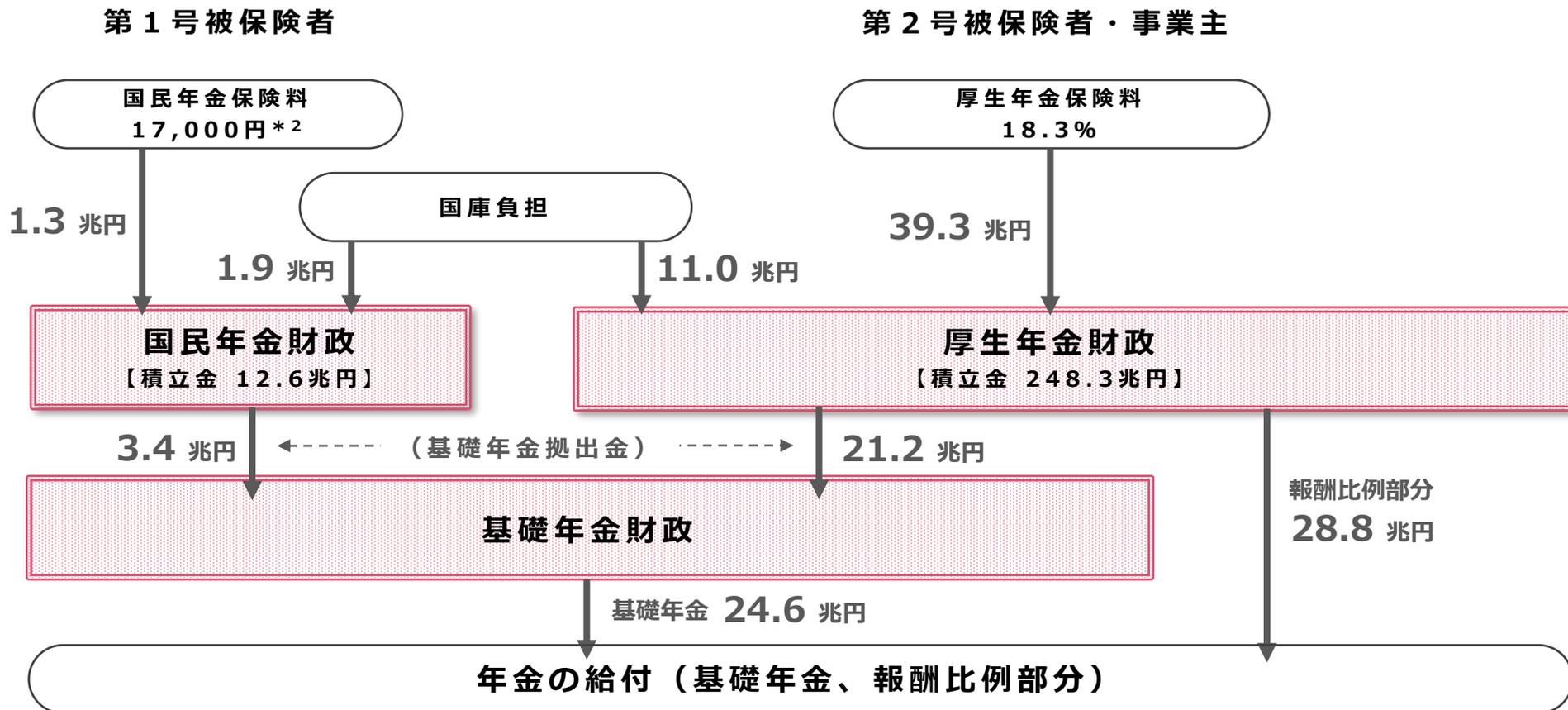
適用拡大① (90万人拡大)	適用拡大② (200万人拡大)	適用拡大③ (270万人拡大)	適用拡大④ (860万人拡大)
-------------------	--------------------	--------------------	--------------------

適用拡大① (90万人拡大)		適用拡大② (200万人拡大)		適用拡大③ (270万人拡大)		適用拡大④ (860万人拡大)	
<p>68.8% (調整なし)</p> <p>〔 比例:28.1% (調整なし) 基礎:40.7% (調整なし) 〕</p> <p>+11.2%</p> <p>うち40年分 61.2% 〔 比例:25.0% 基礎:36.2% 〕</p>							
63.3% (2036) 〔 比例:25.8%(2036) 基礎:37.5%(2036) 〕		63.2% (2037) 〔 比例:25.8%(2037) 基礎:37.4%(2037) 〕		63.5% (2036) 〔 比例:25.9%(2036) 基礎:37.6%(2036) 〕		63.5% (2038) 〔 比例:25.9%(2038) 基礎:37.6%(2038) 〕	
+12.9%		+12.9%		+13.1%		+13.1%	
うち40年分 56.2% 〔 比例:23.0% 基礎:33.3% 〕		56.2% 〔 比例:22.9% 基礎:33.3% 〕		56.5% 〔 比例:23.0% 基礎:33.4% 〕		56.5% 〔 比例:23.0% 基礎:33.4% 〕	

注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、()内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

- 国民年金財政は、1号被保険者からの保険料と国庫負担を主な収入とし、基礎年金拠出金を主な支出とする財政単位^{*1}
- 厚生年金財政は、2号被保険者・事業主からの保険料と国庫負担を主な収入とし、報酬比例部分の給付と基礎年金拠出金を主な支出とする財政単位
- 基礎年金の給付費は、国民年金財政及び厚生年金財政から基礎年金財政への拠出（基礎年金拠出金）により賄われる

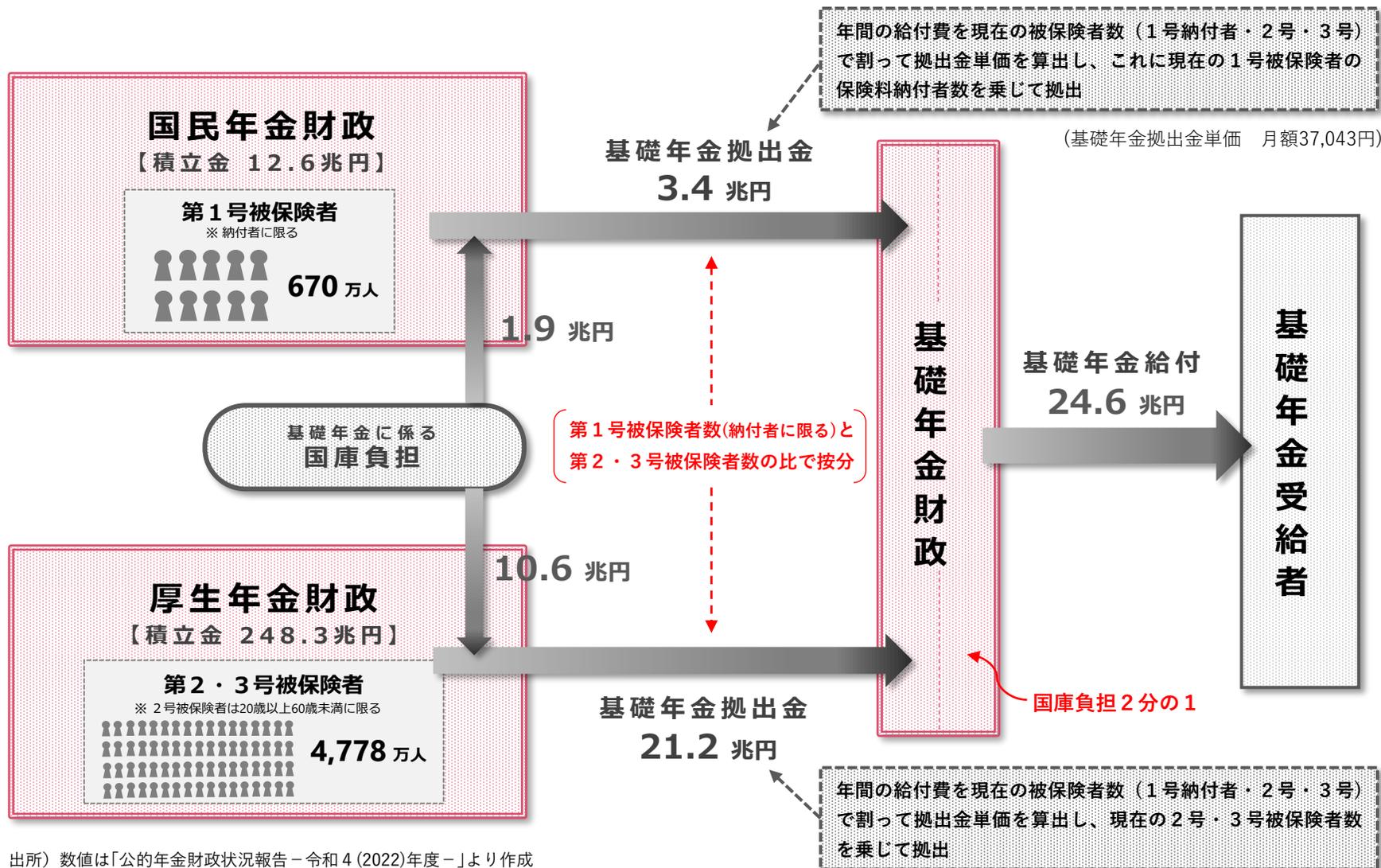


出所) 数値は「公的年金財政状況報告－令和4(2022)年度－」より作成。一部の収支項目は省略し、概略を示したものである。

^{*1} 「国民年金」という用語については、全国民共通の1階部分全体を指す場合と、第1号被保険者に係る部分のみを指す場合があるが、本資料のように、財政単位としての「国民年金」を考える場合は、第1号被保険者に係る部分のみを指していることに留意する必要がある。

^{*2} 平成16年度価格である

- 国民年金財政及び厚生年金財政からの基礎年金拠出金の額は、「1号被保険者」と「2・3号被保険者」の人数比により按分して決定
- 基礎年金の2分の1は、国庫負担により賄われる

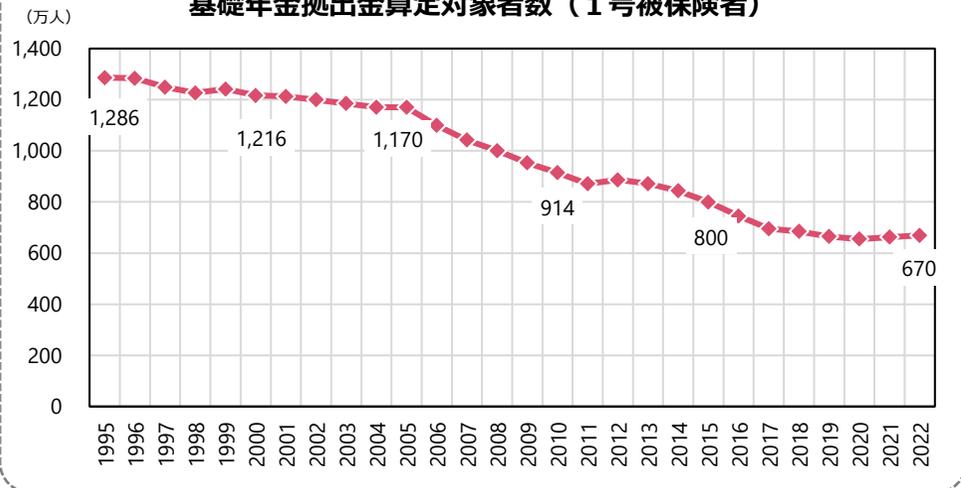


出所) 数値は「公的年金財政状況報告-令和4(2022)年度-」より作成
一部の収支項目は省略し、概略を示したものである

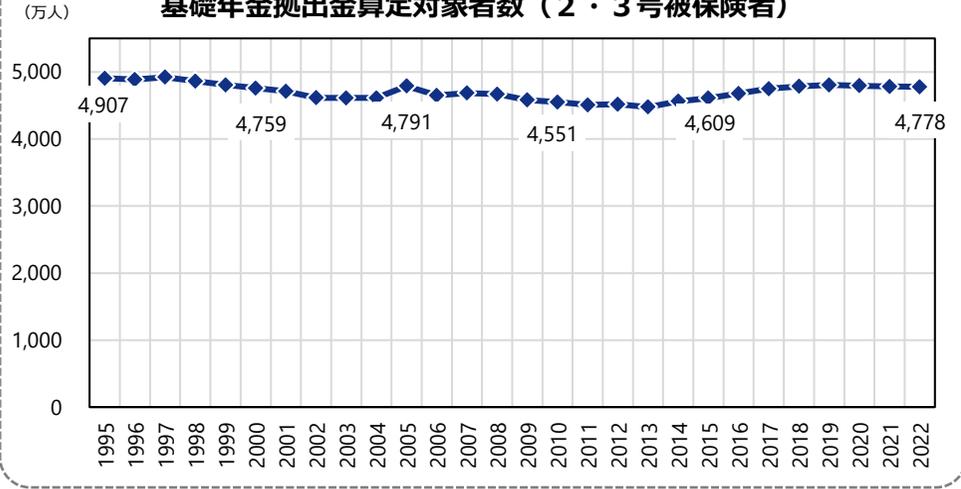
【参考】基礎年金拠出金按分率の推移

- 1号被保険者は減少、2・3号被保険者は2号被保険者の増加により近年増加
- この結果、国民年金財政の拠出金按分率は減少、厚生年金財政の拠出金按分率は増加

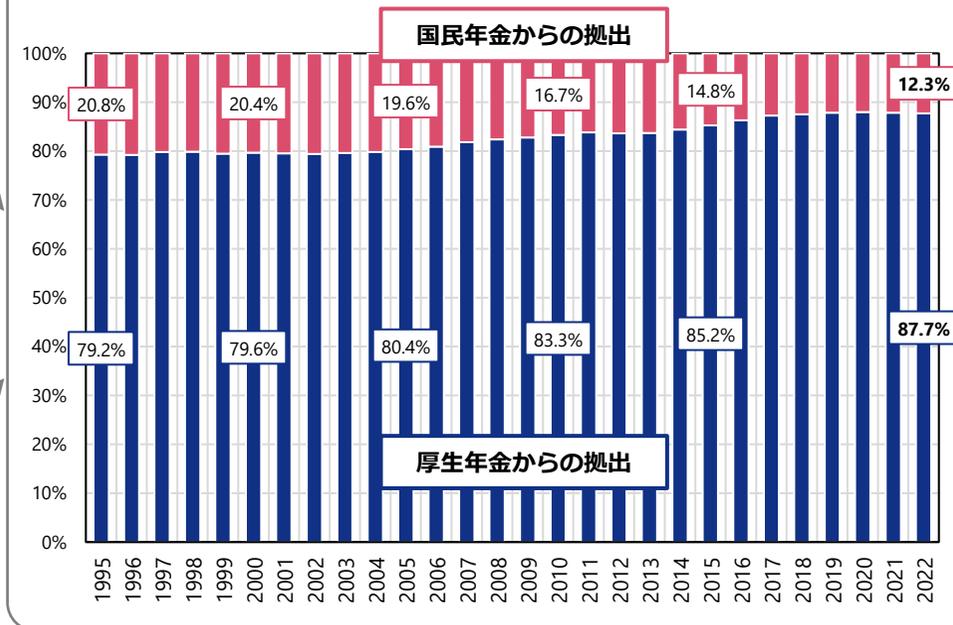
基礎年金拠出金算定対象者数（1号被保険者）



基礎年金拠出金算定対象者数（2・3号被保険者）



基礎年金拠出金按分率の推移



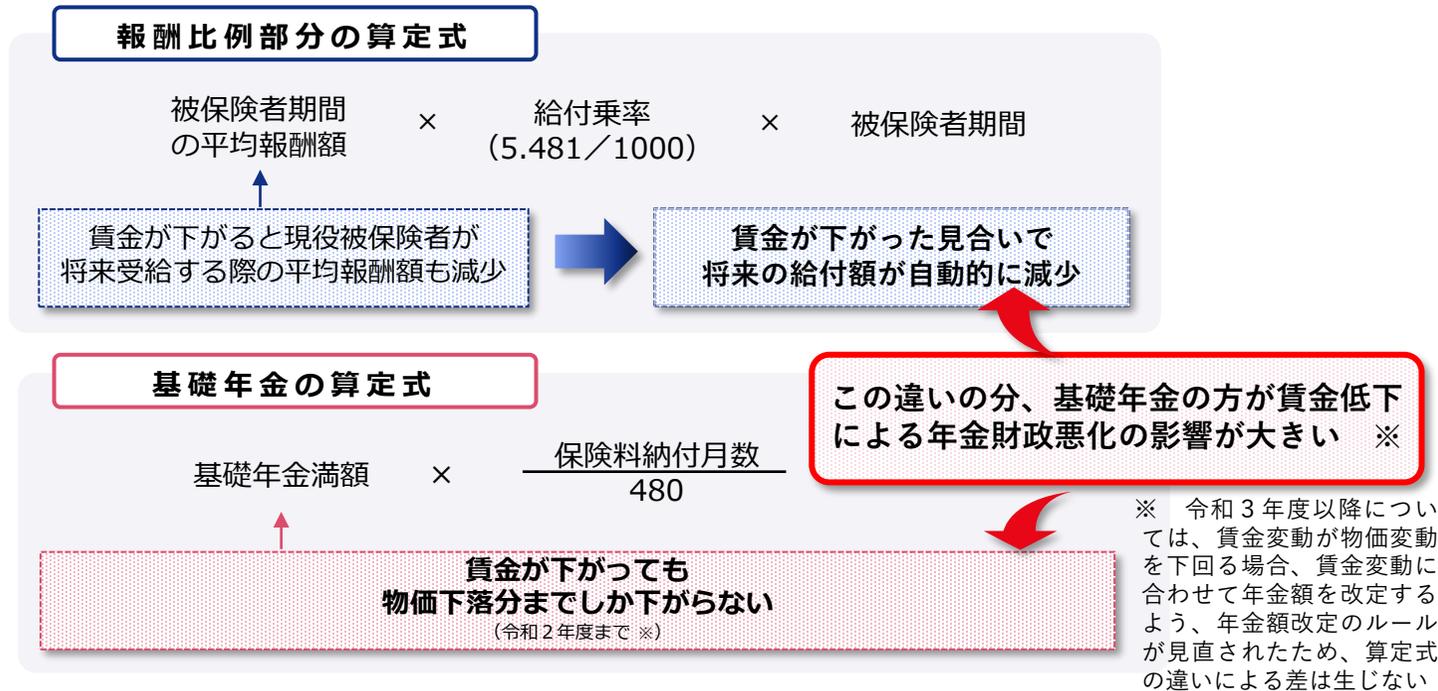
※「公的年金財政状況報告－令和4(2022)年度－」より作成

- ① デフレ下で賃金が下がっても基礎年金の水準は物価水準に合わせたことから下がらなかった → 国民年金の財政が悪化
- ② 女性や高齢者の労働参加の進展により、想定より厚生年金被保険者の増加や第3号被保険者の減少が進む → 厚生年金の財政が改善

マクロ経済スライドの終了年度

	2004年 財政再計算	2024年 財政検証 (過去30年 投影期入)
報酬 比例	2023年度	2026年度 +3年
基礎	2023年度	2057年度 +34年

① 報酬比例部分と基礎年金の算定式の違い - デフレ下で基礎年金の水準が高止まり -



② 被保険者の構成の変化 - 厚生年金被保険者の増加と第3号被保険者の減少 -

	第1号被保険者数		厚生年金被保険者数		第3号被保険者数	
	実績	2004年財政再計算	実績	2004年財政再計算	実績	2004年財政再計算
2005	2,180 万人	2,189 万人	3,772 万人	3,699 万人	1,094 万人	1,117 万人
2020	1,427 万人	1,857 万人	4,534 万人 ← 増加	3,458 万人	803 万人 ← 減少	1,017 万人

(参考) マクロ経済スライドの調整期間を一致させる場合における調整終了年度の決定方法

○ 現行制度の「2段階方式」ではなく「1段階方式」を仮定し、公的年金全体の財政均衡で調整終了年度を決定することで調整期間を一致。

第16回社会保障審議会年金部会
2024年7月3日

資料3-1

現行制度（2段階方式）

第1段階 国民年金の財政均衡
(⇒ 基礎年金水準の決定)

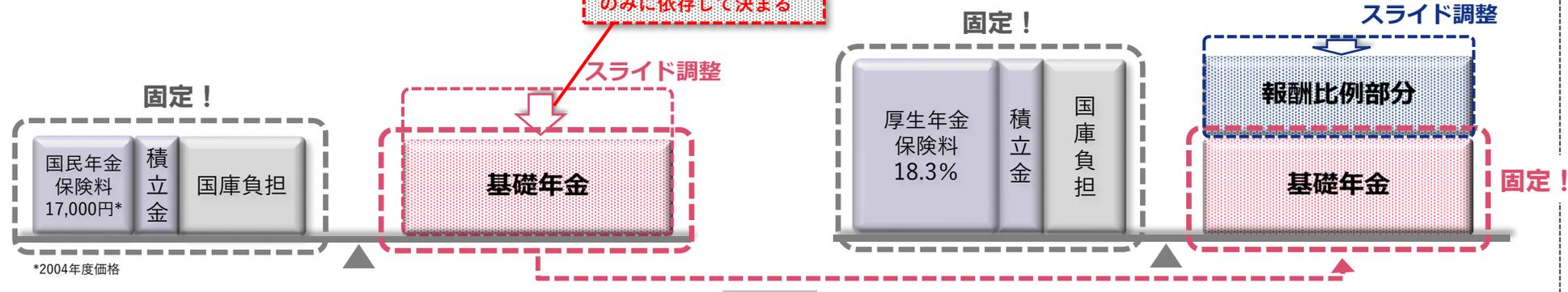
※ 1号被保険者に係る財政である

全国民共通の基礎年金
の水準が国民年金（第1
号被保険者）の財政状況
のみに依存して決まる

第2段階 厚生年金の財政均衡
(⇒ 報酬比例水準の決定)

※ 2・3号被保険者に係る財政である

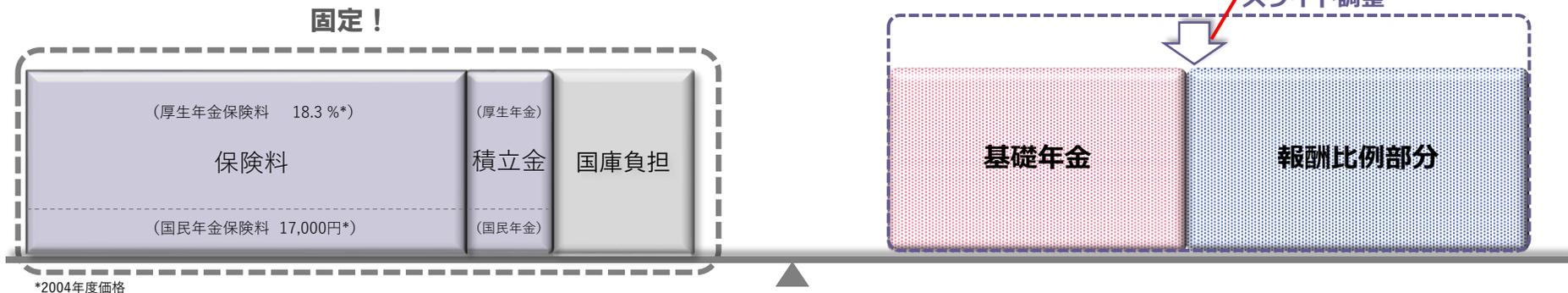
基礎年金低下
⇒
報酬比例上昇



調整期間の一致（1段階方式）

公的年金全体の財政均衡
(⇒ 基礎年金水準と報酬比例水準の同時決定)

公的年金全体の財政均衡
で年金水準が決定



制度改革による経歴類型別割合や平均年金額への影響

女性

65歳

(1959年度生)

将来の年金額は、物価上昇率で
2024年度に割り戻した実質額。

30歳

(1994年度生、2059年度に65歳)

適用拡大①:

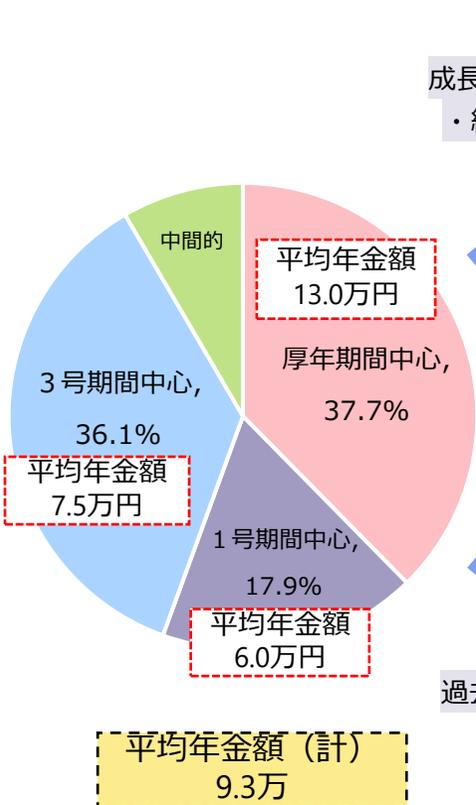
- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消

対象
90万人

現行制度

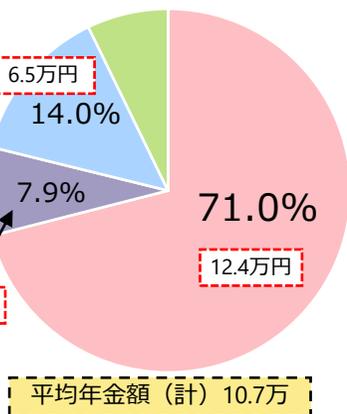
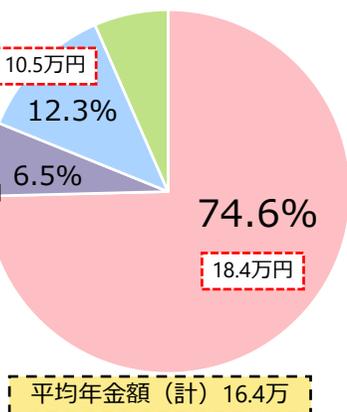
適用拡大①

適用拡大①+
基礎年金の給付調整の早期終了



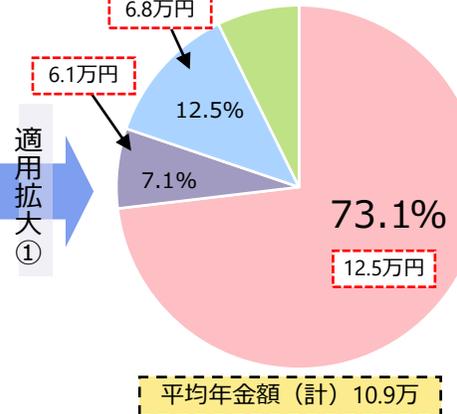
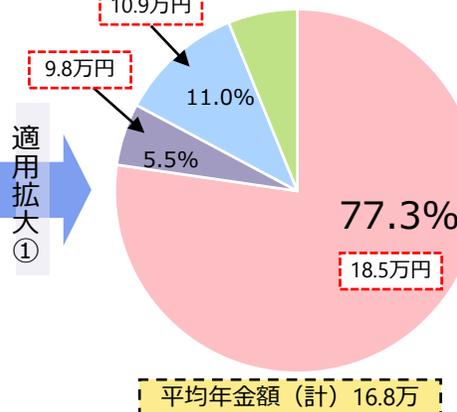
成長型経済移行
・継続ケース

過去30年投影
ケース



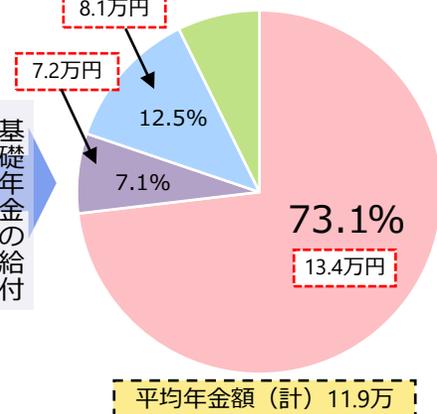
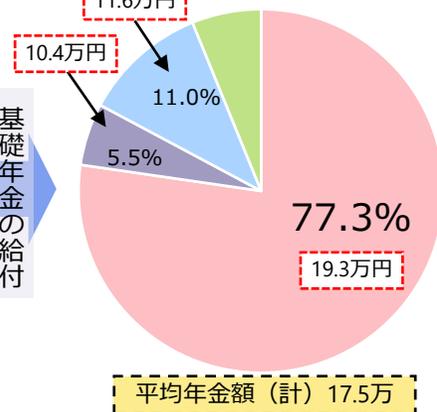
適用拡大①

適用拡大①



基礎年金の給付
調整の早期終了

基礎年金の給付
調整の早期終了



※現行制度及び改正後の制度(30歳世代について)のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。
※経歴類型の「厚年期间中心」は厚生年金の被保険者期間が20年以上、「1号期间中心」は1号被保険者期間が20年以上の者、「3号期间中心」は3号被保険者期間が20年以上の者、「中間的」はそれらいずれでもない者をさす(厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類)。

制度改革による経歴類型別割合や平均年金額への影響

男性

65歳

(1959年度生)

将来の年金額は、物価上昇率で
2024年度に割り戻した実質額。

30歳

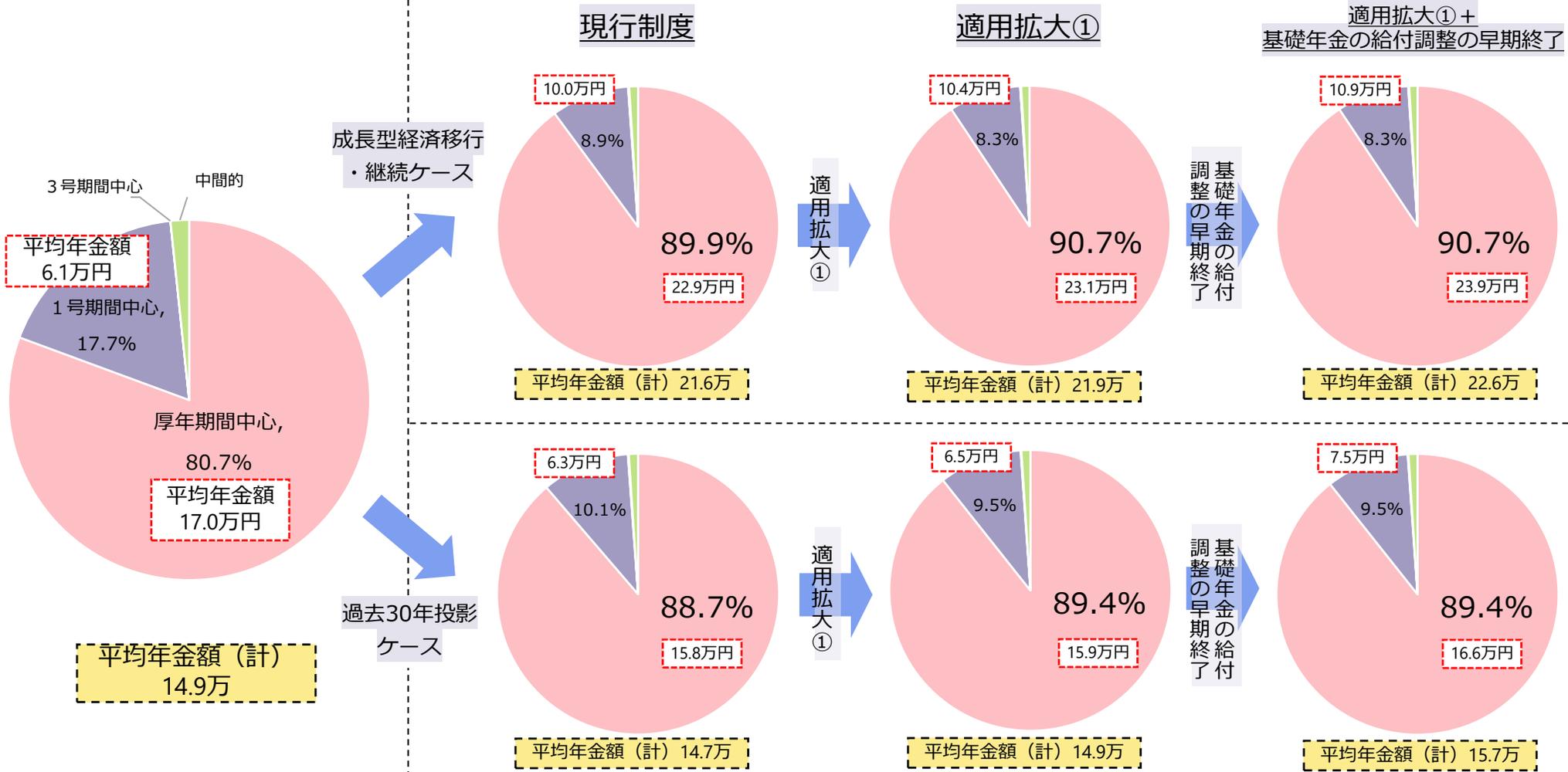
(1994年度生、2059年度に65歳)

適用拡大①:

- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消

対象

90万人



※現行制度及び改正後の制度（30歳世代について）のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。
 ※経歴類型の「厚年期间中心」は厚生年金の被保険者期間が20年以上、「1号期间中心」は1号被保険者期間が20年以上の者、「3号期间中心」は3号被保険者期間が20年以上の者、「中間的」はそれらいずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

制度改革による経歴類型別割合や平均年金額への影響

女性

65歳

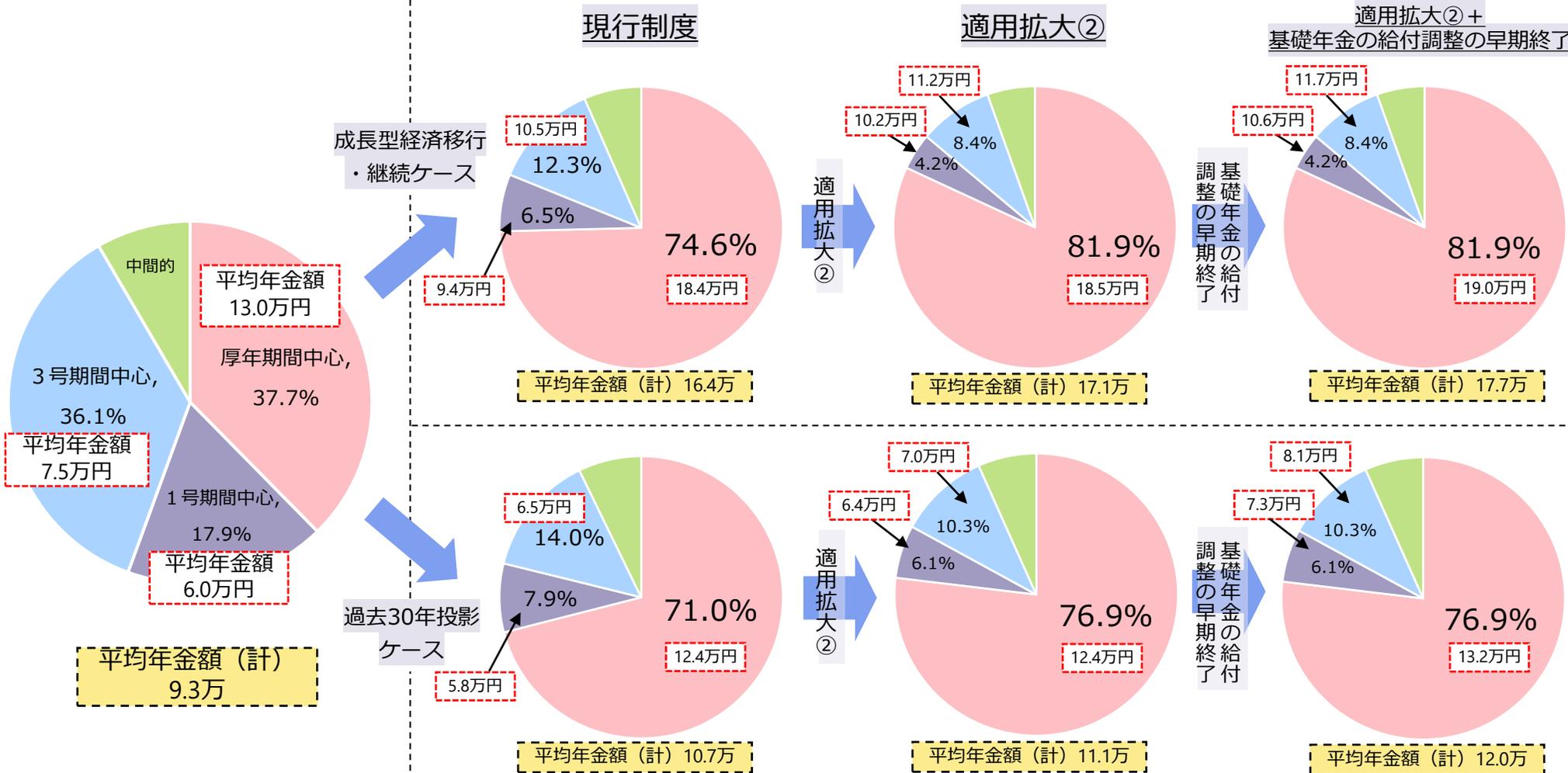
(1959年度生)

将来の年金額は、物価上昇率で
2024年度に割り戻した実質額。

30歳

(1994年度生、2059年度に65歳)

適用拡大②：
・企業規模要件の撤廃
・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ
対象
200万人



※現行制度及び改正後の制度(30歳世代について)のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。
※経歴類型の「厚年期間中心」は厚生年金の被保険者期間が20年以上、「1号期間中心」は1号被保険者期間が20年以上の者、「3号期間中心」は3号被保険者期間が20年以上の者、「中間的」はそれらいずれでもない者をさす(厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類)。

制度改革による経歴類型別割合や平均年金額への影響

男性

65歳

(1959年度生)

将来の年金額は、物価上昇率で
2024年度に割り戻した実質額。

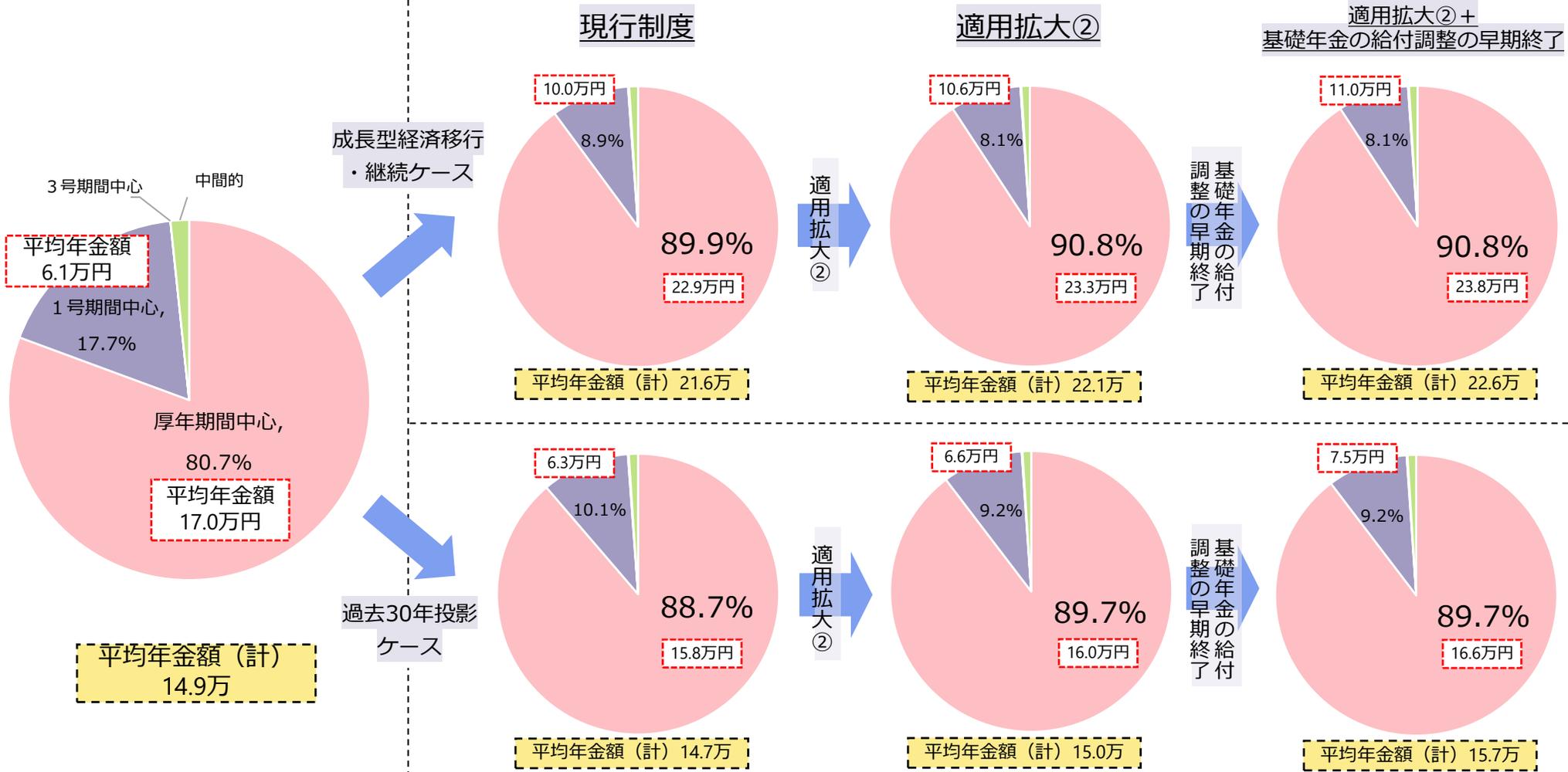
30歳

(1994年度生、2059年度に65歳)

適用拡大②：

- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

対象
200万人



※現行制度及び改正後の制度（30歳世代について）のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。
 ※経歴類型の「厚年期間中心」は厚生年金の被保険者期間が20年以上、「1号期間中心」は1号被保険者期間が20年以上の者、「3号期間中心」は3号被保険者期間が20年以上の者、「中間的」はそれらいずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。